



国際協力事業団

受入 月日	84. 3. 28	000
		36
登録No.	02513	KA

はじめに

国際協力計画調整調査および技術協力効果測定調査は実施中の技術協力プロジェクトを総合的に把握し、現地に適応させるための実施方法を探り、以後のプロジェクトの計画と効率的実施に寄与する目的で昭和42年度より実施されてきたが、昭和49年度は以下5チームが派遣された。

本書はこれら調査を取りまとめたものであり、今後の技術協力実施上になんらかの寄与するところがあれば幸甚である。

JICA LIBRARY



1018978[5]

国際協力事業団

企画調査調整部長

調査対象国、期間及びチーム

- | | | |
|-----------|---------------|--|
| 1. タイ | 昭和 49 年 | 企画調査調整部調査調整課長 |
| ラオス | 10月16日～10月28日 | 館 義 和 |
| ベトナム | | |
| フィリピン | | 研修事業部研修第一課
岡崎 刚一郎 |
| 2. 英国 | 昭和 50 年 | |
| モロッコ | 1月26日～2月10日 | 企画調査調整部企画課長 |
| トルコ | | 岡 部 和 夫 |
| 3. インドネシア | 昭和 50 年 | |
| シンガポール | 2月20日～3月7日 | 企画調査調整部企画課
岩 元 克
経理部財務課
谷 尾 弘 |
| 4. スリランカ | 昭和 50 年 | |
| | 3月13日～3月22日 | 企画調査調整部企画課
大 谷 勝 美 |
| 5. マレーシア | 昭和 50 年 | |
| | 3月17日～3月26日 | 人事部給与課
飯 島 正 孝
人事部職員課
川 本 精 一 |

技術協力計画調整調査報告書

企画調査調整部調査調整課長 館 義 和
研修事業部研修第一課 岡崎 剛一郎

1. 目的

国際協力事業団設立に伴い企画調査調整部が発足し、事業団業務の調整、調査計画の調整、各事業部に共通した基本的事項の企画・立案等を積極的に推進することとなった。

本調査団は上記業務の効果的推進をはかるため現地における国際協力の実態および問題点を具体的に調査し、その成果を今後の業務の効率的運営に資することを目的として、10月16日から28日まで東南アジア4ヶ国（タイ・ラオス・ベトナム・フィリピン）に派遣された。なお調査団員は、館調査調整課長および岡崎研修一課職員であった。

2. 報告要旨

(1) 協力実施前の問題

現地における各プロジェクト関係者・個別専門家は協力の具体的目的相手国の諸制度、わが国の協力の限度、終了に対する基本的考え方等が不明のまゝ赴任しているのが実状であり、このため協力が効果的に行われているとは云い難い。事前の準備、説明の必要性を痛感した。

(2) 協力計画の調整

資金協力と技術協力の双方に関連したプロジェクトについては、各関係機関の連絡・調整が不十分なためにいろいろと問題を起し、成果が危ぶまれている例がいくつもある。事前の連絡・調整を十分に行うことが必要であるとともに、できれば両者を統一的にみれる組織が必要であろう。

(3) 協力実施中の問題

供与機材の中には同じ場所に異なったブランドの機材が多数みられるものがあり、また故障の修理がなされないために長い間稼動していない

ものもある。故障の修理等のことを考えた場合には調達上の問題もあるが、できるだけ同一プロジェクトに対しては同一ブランドの機器にすることが望ましい。

(4) 終了に関する問題

協力に対する長期的・基本的考え方（例えば継続か・打ち切りか等）が不明確なため現地における専門家等は計画的な協力実施ができない状況にある。できるだけ前広に本部の考え方を知らせる必要がある。

(5) 協力の成果

同じようなプロジェクトに対しても相手国側の協力体制等によりその成果が著しく異なる例が多い。究極的には国情の違いが大きな要素であると考えられるので何らかの国別プログラムを作る必要があろう。

(6) 海外事務所の活用

海外事務所は専門家に関する（公・私にわたる）連絡・調整、調査団の受け入れに関する事務等に忙殺され、本来基本的に重要と考えられる諸調査活動にまで手がまわらない状況にある。海外事務所の機能、果すべき役割を再検討し、人材の拡充をはかる必要があろう。

(7) 協力プロジェクトの運営費問題

わが国が協力したプロジェクトの中で相手側に引渡後（運営費は相手側がもつという約束のもの）相手側が運営費を準備できず問題になっているケースがある。援助を受ける国はどこも財政的に苦しい状況にあるので、たとえ相手側が運営費を出すと云つておきながら、出せなくなつた場合でもこちら側がその面倒を見る覚悟でなければ、多額の運営費を要するプロジェクトには手をつけるべきでなかろう。

(8) 待遇上の問題

ア. 短期間派遣される専門家は支度金が少ないとおり、借金を返せないうちに帰国することになると不満を述べている。

イ. 専門家と協力隊が同一プロジェクトに一緒に働いている場合待遇上

の遠いから必ずしもしっくりいっていない。

3 各 国 論

タイ

(1) 日程の変更

DTEC 訪問のとり止めは、駐在事務所より、現在タイは来年2月の選挙にむけて準備段階にあり、現時点でのタイに対する協力の整理をすることが重要で、来年度より新規協力をすべきであり、訪問をやめてほしいとのことでとり止めた。

(2) モンクット工科大学（中田チーフアドバイザーより）別添1.

イ・協力の中間が不明確であった。

当初の訓練センターは目的が明確であったが、現在までに4度目の衣替えをしようとしており、CP協力にかわって任務が不明確となっていた。日本での評価に比べて、タイはそれほど評価していないのはこの中間（各協力の区切り）段階が不明確であったためで、例えば、西ドイツは5ヶ年計画でTechnician訓練をレタイ側に引き渡し、次は学士コースを5ヶ年でタイ側に引き渡し、今は修士・博士の養成を5ヶ年計画で実行している。つまり各区切りを明確にしていたため、DTECからクレームはないが、モンクットの日本協力分野では51年3月に終了すると、DTECにいわれそうになっている。

ロ・協力終了の方式

- Ⓐ ラカバン新宿舎の50年9月完成、教材の新規供与
- Ⓑ タイ語教科書の51年度までの完成
- Ⓒ カウンターパートの養成、現在13人日本で留学中。

ハ・51年3月以後

モンクット工科大学当局は別添2をもって、DTECを説得し、Industrial Technologyと Telecom. の Master, Doctor

の養成を新たに日本に要請する考え方である。

ニ. 無償供与によるラカバンサイト

49年10月17日、無償供与による建物の基礎くい打ち1号を行
い、50年9月完成、機材搬入、据付、調整、10月18日新校舎で
の卒業式を目標に工事進行中。

(3) Oil Seed Laboratory. カセサート大学(中里氏より)

イ. 現状

協力して、タイ側は非常な進歩をし、分析部門では、ルーティンの
仕事は充分にこなすまでになり、研究部門は、もうすこし進歩の必要
があるところまでになった。他大学、税関等からも分析の依頼や研究
機材の使用申込みがあり、Oil Seedについてはタイ唯一の機関と
して役に立っている。今後も協力を継続してほしい。

ロ. 協力の継続

5ヶ年計画を旧OTOA、タイDTEO、農林大臣が合意したのに
2年間でやめるのは問題である。

(4) Economic and Social Committee for Asia and Pacific 岩井氏(ハイウエイ)

特にESCAPはFund Expertを歓迎しているが、
Non-Reimbursable Expertは正式職員で
なく、待遇面で差があることが強調された。

水橋氏(貿易) カウンターパートのような人がいないので、仕事の
成果は残せても手法は残せぬこと、仕賃料が低すぎること、
機材が2ヶ月来ないこと、鉛筆、ノートはOTC
Aで持っていくようにいわれたが不要で、タイブライ
ター・電卓は盗まれるので重くて簡単に運べぬものが
上かった。

杉浦氏(通信) 域内出張旅費が足りない

(6) ガンセンター（後藤調査員より）

イ. 現 状

12月10日開院を目指し、機材の据付、修理を行っている。

ロ. 問 題

専門家が常駐してほしい。機材の修理が大変である。調査団の視察した限りでも、レントゲンは機種毎にメーカーが違っているかと思うほど分散ぶりで、4台のレントゲン故障に4社の修理員を出さればならぬような機材選定は日本での訓練の都合かまたは、予算上の制約によって決められ、具体的病院運営を考えて決めていないように思われた。タイの病気の主流ががんかどうかが問題で、結核についての協力が第一であろうとの話が出ていた。医療分野でこれから協力するかその国の現状に合わせた協力が第一である。調査不足か、調査充分で政治的決定か？

(6) 大使館、国際機関担当 木村一等書記官、越村二等書記官より、

イ. メコン協力について

a. Pioneer Agricultural Project

幾ヶ所の候補があり、世銀利用か、各ヶ所をバイでやるかが50年2~3月に決まると予想される。ベトナムのデルタ地帯への協力がいい。

b. ノンカイ、ヴィエンチャン橋梁

日本が建設費の半額近くを出すことを前提として、実施設計までやってほしい。現在タイ側は実施したい意向を持っている。

c. ナムクム上流ダム

TVAより大きなダムで、1980年でも電力が消費しきれぬほどのダムであるから、日本もくちをかけておくべきである。

d. 協力について

日本で協力できる策を内々にでも知らせてほしい メコン委員会

は、それが解らないので、まとはずれの要請が出たりしている。
現時点では、東京より策を出すことは困難であると回答した。

f. ESCAPについて

- イ. 専門家が増えたので事務局は喜んでいる。
- ロ. セミナー等共催でやってほしい。

g. 第三園訓練

4月には DTEO はOKといっていたが、候補者をチェックしたい
といいだした。タイではバテトラオ系は受け入れないだろう。

(7) 在事務所 超多忙である。

a. タイへの協力方針

現在のプロジェクトのまとめをやり、来年2月の選挙後まで新規事
業の拡大はしない方がよい。政変が激しすぎる。

b. 事業団本部へ

- 事務連絡、電報を3度読みなおしてほしい。
- JICA の略称が何故早く決まらぬのか、バンコックでは JICA
で通っており、別の名にしてくれるな。
- パッキングリストに記載されていないものを送るな——医療
通関に1日かかり、ソデの下も必要であった。
- 本部できちつとやらないため、事務所で処理しなければならぬこと
が多く、雑用がふえている。

c. ○ 理科教育

機材の到着後、専門家を派遣してほしい。

(8) 専門家（在バンコック）との懇談会

a. 効力実施前の問題

調査団員を1ヶ月前に決定し、日本で充分資料を収集、分析しその
Check をするため現地へ行き、米国のフィージブルか否かの比率が
約 50 : 50 であり、日本のそれが 90 : 10 であるので米国の比率

に近づけて協力実施か否かの決定をすべきであること。

要請に際しては、Formを決めて事前の情報を集めること。ペテランの専門家をJICAのアドバイザーとしておけば等の意見が出された。

b. 協力の問題として

機材予算のうち2~3割は、メインテナンス費用とし、修理者派遣の費用も含めて、2~3年は継続して予算計上をすべきである。

ラオス

(1) 日程の変更

ナムグムダム視察の予定であったが、電力関係のストライキ実施中のため、専門家より訪問を見あわせてほしいとの連絡がありそれに従った。

(2) タゴン農業開発計画（柏森プロジェクトリーダー、谷川調整員より）

イ. 現状

800 ha 中 400 ha にて 202 戸入植し、畑を含めると 6~70 % の入植率となる。ポンプアップを一日中して、田植えの稻が生育中である。

ロ. 入植者の経営

農業機械の使用料として、収穫の 35 % を支払いつつ ADB の借金償還、穀、肥料、農薬代の借金がかさんでおり、現在の収量を 3 トンにすれば、経営は可能とのこと。しかし、それに加えて土壤改良の費用と入植者が少なければそれだけ一人当たりの返済金がかさみ、少くとも ADB の借金は返済不可能のように見受けられた。

ハ. 協力の範囲

100 ha を協力するのが決まっていたが、800 ha を協力してくれとのラオス側の要望で現在入植中の 400 ha にて協力している。現在の農機具の量では不足しており、農作業が遅れている。技術援助

のみではカバーしきれないがそれは技術協力の問題ではない。

ニ、農業機械センター設置の構想

タゴン農場の近くに日本の無償供与で避難民キャンプ2ヶ所を協力し、3ヶ所用の機械センターの構想が出ているが、ラオスの財政事情、借金返済能力を考慮した時、燃料、バーツ代等の経費が不足し、実現不可能である。

ホ、センター資材の横流し

汚職の激しい固らしく、センターの農機具が政府高官により売りとばされたり、7月1日より移管した畜産部門の種鷄1000羽、種豚が同様に売りとばされたりしたが公式には何もラオス側にいってない。

ヘ、その他

入植者が本当に耕作をしているのか、Canalが崩れる等の問題がある。入植者の働く意欲に疑問がもたれているが、これには土地制度も関連していると思われる。

(3) タゴン医療センター

エバリュエーション調査団報告書参照

(4) 養蚕センター（黒岩専門家より）

イ、現 状

1969年センター設立時は周辺部落養蚕家が30戸であったが、活動と平行して、養蚕家がサンホン地区で124戸と増大している。

2名の専門家とラオス人でセンター活動中で、桑・普通蚕飼育はラオス化を進めつつある。

ロ、第三国研修

人材養成として、第三国研修には非常に期待をかけている。タイのコラートセンターで訓練してもらえば、タイ語（ラオス語8～9割はタイ語と同じ）で訓練を受けられ、その内容も熱帯養蚕であり早期

実現を切望している。

ハ. 用水ポンプの誤差

20mの深井戸用に10mのポンプが送られてきたので、雨季の水の多い時しか使用できない。又気圧の関係で10mしかあがらない。予算の関係で仕様を変更したためであるが、現地事情を考慮しなければ無駄になることもある。

ニ. センター所長のコメント

"Comment on Saifong Sericulture Center" を受け取った。

ホ. 黒岩専門家の構想

現在ラオスではモンスーンを利用した雨季型養蚕であるが、乾季型養蚕を導入し、二季作とすべきである。乾季型養蚕では生糸の品位が優良なものとなるので、製品の多くを輸出にまわすことができる。雨季養蚕を国内消費に、乾季養蚕を輸出に、生糸は米よりも単位面積の生産額では高く売れるので農家は意欲をもつだろう。

(5) 長谷川専門家

在ラオスのUSAIDと話をした。USAIDもラオスにどう協力するか困っている。フィリピン人とか日本人等のExpertを利用、米人が前面に出ないようとしている。ラオスでの協力は、農業を中心とすべきであり、在来種の品種改良で2~3割の収量upすることを日本で農林省、研修と話をし、2~3年で開発できるとの結論を得たが、ラオス政府がこれを提案しても、米、農業、農機具等の現物供与がなければ喜ばないだろう。もう一つ除虫菊栽培をすることがいいと考えられる。在ラオス日本大使は上記2つの案にのり気である。

(6) ラオスに対する協力

ラオスは食糧を輸入し、経済、財政共に外国援助を受けなければやつていけない国で、LLDOにランクされている。従って、プロジェクト

等協力しても、ランニングコスト等現地側の自助努力には限界がある。この現状に対して、日本は協力すべきかという問題があるが南北問題は解決しない。

運営費まで必要な国にはそのように協力すべきであり、現状の複雑な協力体制の枠内で解決するのではなく、何らかの前向きの解決が必要であろう。

ヴィエトナム

(1) チョーライ病院（大使館、駐在所、調整員より）

イ. 現 状

事業団による脳外科協力を終え、無償協力による1050ベットの11階建て病院が8月19日にヴィエトナム側に引き渡され、来年4月の開院準備を進めている。無償供与の新チョーライ病院に対する協力をJICAがやるかどうか公式に決まっていないが①病院の運営②費用の大きな問題があり、ヴィエトナムに協力している各国は日本が今後どう協力をするか注目の的である。

ロ. 大使館の意見

当初よりOTCAでやっていたプロジェクトではないので気分的にしっくりしないだろうが、日本の全体政策として、11階建ての新チョーライ病院はやらねばコンクリートジャングルになってしまう。

年内に運営のミッション派遣、4月の開院式に総裁出席、250ベットからスタートし1年後に1050のフルオープンとし無償の1億円で運営してほしい。

ハ. 調査団の意見

ヴィエトナム側は5名の医師派遣と病院の全運営を日本に頼む考えである。問題となるのは運営で概算で年に15～18億ビアストルの予算が必要であろうが、ヴィエトナム側は厚生省内査定の段階で5億

1千3百万ビアストルを計上し、日本側よりは約2億ビアストル程度が供与されそうで、全必要予算の半分しかないことになる。以前のチョーライ病院は1200ベッドの病院で治療はほとんどやらずに内容のみといった感であったが、日本の協力による脳外科と少くとも同水準の医療水準を保つ必要があり、この予算では500ベッドの運営が最大でFull open の見しほたたぬ。

ニ. 新旧病院の違い

手術については、各科毎（旧）と中央管理方式（新）、外来なしとあり、病人の世話を家族がとまりこみすると完全看護、ボイラー無と有、無料と有料（一部）等の差があり、ヴィエトナムにおける革命的病院で日本でもまだ一般化していないほどの設備である。

ホ. 日本の協力とその将来の評判

結論： 協力せざるを得ない。運営費を必要額出されば、11階のうち、半分位しかOpen しない。全額必要であろう。ヴィエトナムの医療水準をとびこした内容の協力であったことは大使館その他全員が認めており、今後は誤ちをくりかえさないという見本になるはずである。

中途半端な協力の場合： 最初から協力しないほうが1200ベッドあってよかつたということになりかねない。

今後の日本の協力： 大型の協力の場合、メインテナンスの不要なインフラ部門に限るべきであり、新チョーライ病院のような協力は、全経済技術協力機関のコンセンサスのもとにスムースな体制を整えなければ手をつけないのがbetter であろう。現状でJICA が引き受け片肺飛行しJICAの責任等の問題が出たとしても、日本の経済技術協力体制の問題であることに本質があると思われる。

(2) カントー大学 (永田団長他全専門家より)

(イ) 現状

メコンデルタの中心カントー市にカントー大学は66年に設立され、日本は農学部に対し協力をしている。旧キャンパスに農学部があり、調査協力が実施されている。附近の農民は豊かで、日本人専門家は戦争の危険を感じないとのこと。

(ロ) 無償供与

新キャンパスに農学部が移転する予定で、これに対する標記協力が行われることになり、11月中旬にミッションが派遣される予定となっている。

(ハ) 専門家のJIOAへの希望

- ① 同分野の専門家同志の交流をすべく、各国に派遣されている専門家の年一度の会合をセットしてほしい。
- ② 月報を求められているが、短期的な成果、結果を要求しているように受け取れ、教育協力は息の長いもので、具体的な成果はすぐ出ないのであり、成果を求めてほししい。

(調査団より説明した。)

- ③ 機材の修理をやってほしい。

- ④ 中間連絡がほしい、又、方針・目的を明確に知らされていないので、個人の判断で協力している。

(3) カントー火力発電 (玉造氏より)

開発調査から円借款につながり、12月28日に33,000KWの発電所を引き渡す予定で、現在引渡し前のTest中である。

要員訓練を充分やったので、引き渡し後はヴィエトナム側で十分にやれるはずである。(日本大使館は、拡大につき開発調査団派遣の希望をもっている。)カントー市を含む4県への電力供給が可能となる。

(4) サイゴン病院

サイゴン唯一の救急病院で、4名の専門家により協力続行中である。毎日大勢の患者が本病院を訪れる。外科・麻酔、レントゲンは順調であるが、臨床検査部門は、救急病院という性格と、医者が臨床検査利用の経験がないため血液検査を除いては利用されていない。Dr の手腕に加え医薬分業制度に診断後薬を配布するため絶大な人気の秘密があると推察される。

フィリピン（駐在事務所、大使館より）

(1) R-10 及び立体交差道路

R-10はロハスブルーベードの北端より北上しマニラ湾ぞいの道路建設計画で現在日本で Feasibility Report のドラフトを準備中である。クバオの立体交差は円借款の対象となっている。

(2) フィリピンに対する日本の協力の少ない理由

対日不信感が未だぬけ切っていないこと。UNDP 等は Country Programme により4～5年先のこととも明確になっているが日本は何をいつやるか不明で、loan に結びつかぬことが多い。他方、フィリピンの技術はアメリカの内国扱いと教育によりレベルは高い部分もかなりあり、日本に援助を求めなくても済む分野もある。

4. 日程表

月 日	移 動	訪 問 先
10月16日(水)	東京～バンコック	海外事務所
10月17日(木)		A M . モンクット王工科大学 (旧校舎) オイルシード・ラボラトリ

月　　日	移　　動	訪　間　先
		P M モンクット王工科大学(ラカバン 校舎)
10月18日(金)		A M 在タイ日本大使館、国際機関担当 者 バンコック－ヴィエンチャン
		P M 在ラオス日本大使館
10月19日(土)		A M タゴン農業開発プロジェクト タゴン医療センター
		P M 国産品博覧会
10月20日(日)		A M ラオス蚕糸センター
10月21日(月)	ヴィエンチャン－バンコック	A M E S O A P ガンセンター
10月22日(火)	バンコック－サイゴン	駐在事務所 在ヴィエトナム日本大使館技協担当者
10月23日(水)	サイゴン－カントー	A M カントー大学農学部 P M カントー火力発電所 カントー大学新キャンパス
10月24日(木)	カントー－サイゴン	P M チョーライ病院
10月25日(金)		A M サイゴン病院 在ヴィエトナム日本大使館参事官
10月26日(土)	サイゴン－マニラ	
10月27日(日)		R-10 立体交叉サイト
10月28日(月)		在フィリピン日本大使館 マニラ－東京

5. 資 料

- (1) Asian Highway Map ECAFE
- (2) 対タイ技術協力の国際比較 在タイ日本大使館
- (3) ラオス案内 在ラオス日本大使館
- (4) ECONOMIC AND SOCIAL ASSISTANCE TO THE REPUBLIC OF VIETNAM 1973
COMMISSION GENERAL OF STATE FOR PLANNING
- (5) REGIONAL DEVELOPMENT PROJECTS
SUPPLEMENT TO THE FOUR-YEAR DEVELOPMENT PLAN
NATIONAL ECONOMIC AND DEVELOPMENT AUTHORITY
REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
- (6) FOUR-YEAR DEVELOPMENT PLAN
FY 1974~77
NATIONAL ECONOMIC AND DEVELOPMENT AUTHORITY
REPUBLIC OF THE PHILLIPINES
- (7) STATISTICS 1974
NATIONAL ECONOMIC AND DEVELOPMENT AUTHORITY
REPUBLIC OF THE PHILLIPINES

技術協力計画調整調査報告

企画調査調整部

企画課長 岡 部 和 夫

技術協力計画調整調査で出張したので調査の概要下記のとおり報告する。

記

出張地 英国、モロッコ、トルコ

出張期間 昭和50年1月26日～2月10日

I 英 国

英国においては、先進国の援助状況調査の一環として、英國海外開発省(ODM)において英國の対外援助の現状、特に技術協力の分野の聞き取り調査及びJICA職員の研修について打合せを行った。

英國の対外援助は、ODMにおいて一元的に行われており、同省では、援助関係でAID Policy Dept の Deare 部長、研修関係では Personnel Services Executive の Morgan 課長その他関係職員等と面談した。

AID Policy Dept では、当方よりJICAの設立経緯、事業内容を説明しあり援助機関同士として、情報交換等を積極的に行いたい旨申入れたところ先方は、大いに賛意を表し、ついで、従来OTOAが果してきた役割を高く評価し、我が國が経済協力を更に積極的に推進して行く表れとしてJICAが設立されたことは大変喜ばしいことである。英文の資料等も定期的に送付してもらいたいなど述べた。

ODMの概況

英國の技術協力は、当初英連邦諸国を対象に始められたが1961年より開發途上国への援助に対象を拡げ実施すべく技術協力局が英連邦省に設置された。この当時は、対外援助政策は外務省、英連邦省、大蔵省等の各

関係部局との協議により決定されていたが、1964年、援助の政策決定、実施を一元的に行うべく諸関係機関を総合し、海外開発省が設置された。その後政変などで序に改革されたが1974年再び省となり現在にいたっている。

同省は前述のとおり、政策と実施の二面を併せ有しており、具体的な業務としては、二国間援助、多国間援助、政府ベースのグラントおよび借款の供与、英連邦開発公社への予算配分、各種の海外開発関係研究機関への補助事業を行っている。

機構

機構的には大別して、1.官房、2.地域局、3.国際局、4.人材養成局等に分かれています、このほか政策スタッフとして経済専門家によりなる経済企画局があり、援助の計画化、プロジェクト計画段階での審査、事業の評価等に重要な役割を果している。

またペイルート、バンコック、ナイロビ等5か所に海外事務所を有しているがこれら海外事務所は、英國人専門家への援護や各種の援助計画の実施にも関与しているが、主としては地域別、国別開発の企画面の助言を本部に対して行っている。従って、一般に要請は相手国政府から在外公館に行われる形をとっていますが、英國在外公館からODMと云うルートを通り、それぞの段階、ODM内部機関での検討の結果、実行に移される。

援助実績

1973年の英國の支出額ベースにおける実績は、305.4百万ポンド、内訳は

二国間 借款	40%
二国間 グラント	43%
国際機関への拠出	17%

となっている。

このうち技術協力の分野は、上記二国間グラントの約半分を占めています。

内容は、専門家、研修員、ボランティア、機材供与、調査団等である。

海外へ派遣中の専門家は、約13,000人（以下概数） 分野別には教育が一番多く6,000人、建設通信2,500人、行政1,300人、医療580人、農業1,200人、その他社会開発、工業などの分野である。

派遣実績が18,000人と比較的大きな数字になっているが、このうち11,000人は現地の政府による直接雇用で、ODMが給与の差額を補填する仕組になっており、1973年の補填額は約15百万ポンド英國政府が丸抱えて派遣した専門家は2,000人である。

ODM担当官の話では、最近の傾向として開発途上国の人材が徐々に養成され、現地政府直接の専門家の数は減ってきているとのことである。

専門家派遣

専門家の募集及び派遣について、丸抱えの専門家については、ODMが直接行っている。又開発調査を実施する海外測量局、熱帯産品研究所、土地資源局などの専門研究機関を有しており、その他農業、教育、工業、労働、流通、医療、社会開発等の分野での専門的コンサルタントを擁し、これらの機関等を活用し、各国からの要請に応えている。

現有の機関でカバーしきれない分野での技術的アドバイスや専門家の推薦は、各省に依頼する場合がある。

専門家の制度

専門家の制度については、待遇等は別添資料のとおりであるが、この他、先方が力説していたことは、優秀な専門家の確保、帰国後の就職の点であり、これが対策としてホーム・ベース・スキームと称する計画を実施している。これは技術者のポストが政府機関（各省）およびODMに定員として配合され、途上国からの要請があった場合、直ちに応え得る態勢になっている。又専門家団（Corps of Specialists）と称する帰国専門家をプールしておき再派遣する制度も設けている。当方より、日本にも同様の制度（技術協力官、JICAの専門家プール制度）がある旨説明しておい

た。

帰国後の配属についてはODMでは特別の部を設け就職斡旋に力をそそいでいるとのことである。

事前研修

専門家の事前研修について、先方は、日本側の事情（日本人専門家の語学水準、国際感覚、現地の適応性のむずかしさ）は良く承知していたが、英国側は、日本ほど事前研修は、重要視している感じは受けなかった。

実施については外部委託で、本人及び妻を対象に1週間、合宿で現地事情のオリエンテーションを主に実施している。

外部委託

外部委託は、可成り行っており、外国政府雇用の専門家の派遣業務、及び機材の購入は、クラウン・エージェント（CROWN AGENT）、このうち教育関係専門家の派遣業務は、ブリティッシュ・カウンシル、外国大学への教師派遣業務は、海外高等大学協議会（INTER-UNIVERSITY COUNCIL FOR HIGH EDUCATION OVERSEAS）へ業務委託している。

研修員の受入は、ブリティッシュ・カウンシルに委託し、1973年は約14,000人受入れた。

JICA職員の研修

一昨年OTCAより2名の職員をODMへ派遣し、研修の便宜が与えられたことに対し当方から謝意を表し今後とも定期的に英国へ研修員を派遣したい意向を述べた。

先方より先般のOTCA研修員の研修態度が真摯であったことに感心した。引継ぎ研修員を引受けすることは大いに歓迎するところである。しかし今後の研修は、同省内よりむしろ外部の関連機関、例えばクラウンエージェント、ブリティッシュ・カウンシル、サセックス大学開発研究所、国際事前研修センター（The Centre for International Briefing）などにおいて実務的な研修を行う方が良いのではないかとアドバイスが

あった。今後研修員を英國へ派遣する場合は、このことを考慮する必要があろう。

II モロッコ

モロッコに対する我が方の協力は、わずか1名の鉱物資源の専門家を除き、殆んど協力隊が占めている。現在隊員の派遣数は23名おり、その主な業種は、測量8名、獣医6名となっており、その他、蚕糸、造園、農業機材の分野である。各隊員の勤務地は、モロッコ各地に分散しており、時間の関係で全部を視察することは出来なかつたが、ラバト、フエズ、カサブランカにおいて、隊員の現場を視察したり、隊員の考え方、大使館、協力隊駐在員等の意見を聴取した結果をまとめると、つきのように要約できる。

モロッコにおける協力隊活動は今年で9年目を迎える。9年間の活動を経た今日でも依然として幾つかの問題点は残っている。これは協力隊と云う性格にもよるが、その内容も当初に起つた“仕事がない”とか“我々は何のために来たのか”と云う次元の低い問題は順次解決され、現在は問題の内容はむしろ複雑、多様化してきていると云える。

モロッコ側に共通してみられるることは、2か国間協定があいまいであることから、協力隊の趣旨を完全に理解できず、隊員のステータスが明確に定められていない。

従つて役所に配属された隊員でも文字通り、責任者として業務をまかされている隊員と、単に便利屋的に扱われている隊員があり、モロッコ側に統一的な考え方未だ定着していない。

例えばスポーツ省の場合、隊員の技術は高く評価しながらも、モロッコの公務員のどの位置にすえるのか、決めかねて、そのため出張経費、住宅の提供等に関し、常に論議の的となっている。こういう待遇上の問題が大なり小なりありモロッコ側でも取扱いに迷つており出来るだけ早い時期に

協定の改正が求められるところである。

次に個々の隊員が日常直面している問題で共通するものにモロッコ人との「人間関係」がある。どんな隊員でも職場において2度、3度のトラブルは、経験しておりこの最も根本的な原因は、モロッコ人とのまさつにある。人間関係と云っても、お互いに常識が同じ範疇に属する場合は、おのずと相手の気持、敵意、好意、反感、好感が理解できるが、モロッコにおいては、いわゆる日本人の常識と云うよりむしろ国際常識が適用せず、隊員は戸惑い、悩み、いろいろ相互不信に落ちいる。アラビア国であるモロッコ人の思考が努力しても理解しがたいことから来るトラブルである。

次にモロッコ社会には職業による身分の差があり或る分野で来ている隊員は著しい差別感を味っている。例えば獣医は社会的に非常に高い地位に属し、待遇もそれなりになされているのに対し、農業機械は、クーリーなどの扱いである。モロッコ社会の一般民衆の人々（最下層）と接触し、民情を理解することと割り切れば幸いであるが技術協力と云う見地から見た場合、小馬鹿にされながら協力する必要があるかと云うことにもなり、今後は要請に応える、つまり相手側から要請があるからと云っても業種の選択は、その国の社会事情を考慮して慎重に行う必要があると痛感した。

又モロッコ人の常識を理解するためには、当然コミュニケーションの手段である言語が必要であり、最近協力隊本部でも語学の研修に重点をおき、派遣される隊員も到着時に、一応日常の挨拶や、意志表示が出来るなど語学水準が伸びてきており、又隊員も赴任後も語学研修に取組んでいるが、東南アジアほど腹芸の通じないアラブ社会では語学の壁も又厚く、悩んでいる隊員も少なからず見受けられた。

目　ト　ル　コ

A　イスタンブル

イスタンブルにおいては、ペイコツ水産高校に関し、総領事館と今

後の協力方針についての打合せ及び同水高の視察を行った。総領事より、同水高に対する日本の協力は、トルコ側関係のみならず外交団の間でも好評である。総領事館として公私とも大いにバックアップしたいと話があった。ベイコッ水産高校に対する協力は、1967年より協力を開始し、本年で8年を経過した。協力の形態は、当初個別専門家の派遣から発足し、順々にプロジェクト化し、水産高校設立に伴いセンター方式に移行した事業である。

結果的にみて、協力開始から水高開校（1973年10月）まで相当な準備期間があったわけだが、この間トルコ側の内部事情（文部省と国家計画庁との本計画に対する基本的な構想のくいちがい、予算措置など）や、日本人専門家間の不和（当初個別専門家の集合からスタートしたためチーム的まとまりに欠けた）など色々な問題が発生し、一時は協力を中止せざるを得ない状況まで追いこまれたが、大使館をはじめ我が方関係者の忍耐強い努力により、R.D.が締結され（期間：1973年6月より1975年5月）約6,000万円の機材が供与され、ようやく開校された次第である。

現在棍チーフ以下3名の専門家があり漁業科、増殖科、電子科の部門に対し指導を行っている。

同校を視察し、校長、専門家と話合ったが学校の運営はようやく軌道にのってきたと云う感じをうけた。

日本で研修をうけたカンターパートが事实上授業を担当しており日本人専門家はアドバイザー的立場にありこの間の連携もうまくいっている。勿論現在でも問題なしとは云えないが、解決にさほど難しいものではない。

日本人専門家からの問題は、

1. 機材の引取りに時間がかかる。イスタンブール港に到着し保税倉庫に3か月以上もとどまっている。理由は、水高を所管する文部省がア

ンカラにあり、通関に必要な書類が本省から仲々届かない。

2. 機材を納入するスペースの確保が難しく、場合によっては教室をつぶして保管せざるを得ない。学校側に増築の計画があると聞くが、予算措置、竣工見込時期など具体的な計画がさっぱりわからない。校長ですら中央から知らされていない。

校長よりの問題としては、

1. R.D.が5月に切れるがこれを延長して日本人専門家を引き続き派遣してほしい。日本人の存在は不可欠である。
2. カンターバートを更に受入れてほしい。
3. 通訳（トルコ語）を継続的に備上げてほしい。
4. 日本人専門家、特にチーフ格の人が1年程度で交代してしまう。
5. 増築の話は、校長自身、中央から内容すら通報をうけていない。

B アンカラ

アンカラでは文部省を訪問し、文部次官、企画局長、男子職業技術教育局長と面談した。

当方よりR.D.による協力期間が本年5月に終了するが、トルコ側の考え方をただしたところ、トルコ側は、日本のこれまでの協力は非常に高く評価し感謝している。現在の日本人専門家は、技術、人格とも皆良い人ばかりで、学校側スタッフの間もうまくいっている。

学校は、発足してから2か年しか経過していない。9月には製造科を増設する予定であるし、まだまだ日本からの協力は必要であると強く協力延長の要望があった。当方よりコミットはさけ、トルコ側から正式ルートによる要請があれば、検討するが、JICA側にその趣旨に添った動きはあると云った程度の回答をしておいた。

機材の引取りに時間がかかる点を指摘したところ、先方は、イスタンブール－アンカラ－イスタンブールと関係書類が往復するので若干やむを得ない面があるが、折角日本側から供与される機材がトルコ側の

事情で保税倉庫にとめ置かれてしまうことは反省する。今後は可能な限り迅速に処理するよう関係者に指示する旨返答があった。

文部省訪問後大使館とR.D延長につき今後の手順の打合せ及び中東工科大学に対する地震機材の供与につき詰合った。

大使館より、機材の引取りをトルコ側にまかせると時間がかかるて困る。宛名（コンサイニー）を大使館にしてほしい。そうすれば引取りは大使館が無税通関の形で迅速に引取れると申出があった。

当方より日本側の輸出手続上、コンサイニーを大使館にすることは不可能であるが、例えばB/Lの宛名を中東工科大学 c/o 日本大使館にすることは可能であり、荷物が到着した際、通関・引取り手続きをトルコ側より肩代りして大使館が行い、そのまま大使館で贈呈式を行えば双方とも好都合でないかとサジェストしておいた。

T A 4

MINISTRY OF OVERSEAS DEVELOPMENT

Notes for the information of Technical Assistance
Officers appointed overseas for periods of one
year or more.

January 1975

IMPORTANT

These Notes describe the general terms and conditions of service for officers taking up service overseas under Technical Assistance arrangements for periods of one year or more. They are only intended as a guide and are not exhaustive. They may be changed from time to time to meet varying circumstances. An officer who finally accepts the appointment offered will receive a formal personal letter of appointment setting out the essential terms of service applicable.

	INDEX	
	Page	
	SECTION I - SALARY AND ALLOWANCES	30
1.1	General	
1.2	Advance of Salary	
1.3	Oversea allowance	
1.4	Children's Addition	
1.5	Outfit allowance	
1.6	Trunk allowance	
1.7	Education allowances	
1.8	Overseas family allowance	
1.9	Hotel Expenses on departure from the United Kingdom	
1.10	Hotel Expenses on arrival overseas and on departure	
	SECTION II - PASSAGES AND LEAVE	34
2.1	Passages	
2.2	Class of travel	
2.3	Passages for your household	
2.4	Passports and Visas	
2.5	Travelling and Incidental expenses	
2.6	Children's holiday visits	
2.7	Leave	
2.8	Leave passages	
	SECTION III - BAGGAGE AND PERSONAL EFFECTS	37
3.1	Excess air baggage	
3.2	Unaccompanied air freight	
3.3	Baggage and personal effects	
3.4	Furniture and household effects	
3.5	Tendering	
3.6	Insurance	
3.7	Motor cars	
3.8	First arrival privileges	

	Page
SECTION IV - INCOME TAX, NATIONAL INSURANCE CONTRIBUTIONS, GRADUATED PENSION SCHEME AND SUPERANNUATION	39
(not applicable where the basic salary is issued direct by the parent department or regular employer)	
4.1 Income Tax	
4.2 National Insurance	
4.3 Graduated Pensions Scheme	
4.4 Superannuation	
4.5 Overseas Service Pensions Scheme	
SECTION V - MISCELLANEOUS	41
5.1 Accommodation	
5.2 Medical and dental arrangements	
5.3 Injury benefit provisions of the Principal Civil Service Pension Scheme	
5.4 Your address abroad	

SECTION I - SALARY AND ALLOWANCES

1.1 General

1.1.1 Your salary normally commences from the day you emplane for overseas. It is subject to UK income tax. Allowances are normally tax free but see paragraphs 1.7 and 1.8. Your salary and allowances will not be subject to local income tax overseas.

1.1.2 If your salary is fixed for the period of contract, allowance is made for possible increases in UK salary levels during the contract period in assessing that salary.

1.1.3 Salary, oversea allowance and children's allowances (but not boarding school allowances) are paid monthly in arrear and credited to your UK bank account at the end of each month.* You can either make private arrangements for remitting funds from the UK to a local bank account in your country of appointment or, in most overseas countries except dependent territories, you may draw currency locally from the British High Commission or Embassy once a month in exchange for a sterling cheque drawn on your UK bank and made payable to the Finance Officer, Foreign and Commonwealth Office. Encashments are limited to approximately one-twelfth of your annual net emoluments after allowing for income tax and current deductions.

1.1.4 As local encashments may take some weeks to arrange you are advised to take a supply of travellers' cheques with you to meet immediate initial requirements on arrival overseas.

1.2 Advance of salary

You may be granted an interest free advance of 3 months' gross salary or, if less, 20% of the basic salary due for the period of your assignment overseas. Any advance will be recovered from you during the first 12 months of your assignment. You will be required to sign an undertaking to repay before an advance is made.

1.3 Oversea allowance (tax free)

1.3.1 You will be paid oversea allowance from the day of your arrival in the country in which you will be serving except when living in an hotel (see paragraph 1.10). Oversea allowance is not payable during any period of absence from the receiving country on official fare paid leave. Otherwise payment will continue up to and including the last day on which you carry out your duties overseas which is normally the day prior to your actual day of departure on a passage paid from official funds.

*If you are a Civil Servant your salary will continue to be paid direct to you by your parent department.

1.3.2 Oversea allowance is normally the same as the tax free Foreign Service Allowance payable to a British Civil Servant of comparable circumstances serving in the same overseas country. It is only intended to cover the extra cost of having to live abroad in a particular country and your salary is expected to take the first and main strain of the cost of living.

1.3.3 Oversea allowance is assessed for three categories of officers at each overseas post, ie single, married accompanied and married unaccompanied. Special arrangements apply to widowed, separated or divorced officers who have not remarried and who have day to day care and control of dependent children.

1.3.4 Oversea allowances are reviewed by inspectors at three to four yearly intervals and may then be increased or decreased. Rates are not normally changed between inspections but may be specially reviewed at any time if local living costs become markedly out of line. Rates are assessed to allow a margin of flexibility and officers are expected to stand some rises in overseas living costs before any revision is needed.

1.4 Children's Addition (tax free)

If your children accompany you and your wife abroad, you may receive a tax free children's addition to oversea allowance in respect of the second and each subsequent eligible child accompanying you.

1.5 Outfit allowance (tax free)

£105 if you are a married officer and your wife accompanies you overseas at official expense and £70 otherwise. This allowance may be paid one month prior to your departure.

1.6 Trunk allowance (tax free)

This allowance is only paid on initial posting overseas and does not apply to subsequent appointments. The rate is £10 for yourself and £5 for your wife if she accompanies or joins you at official expense. This allowance may be paid one month prior to your departure.

1.7 Education allowances (tax free when you are overseas when payment is due)*

1.7.1 Provided your wife accompanies you overseas at official expense and children up to and including the age of 18 attend boarding school in the UK you may be paid allowances towards their education expenses up to the following annual rates on production of receipted bills:-

*Special rules apply to the children of widowers, divorced or separated officers.

1st child	£576
2nd child	£576
3rd child	£687
Each subsequent child	£714

If the basic boarding and tuition fees, after taking account of any local education authority grant or other financial assistance, amount to less than the appropriate rate of boarding school allowance, the reimbursement will be restricted to that lower amount. However if you have two or more children at boarding school, the allowance entitlement is aggregated, ie the net amount reimbursable to you is not calculated individually for each child but within the total of the two or more allowances as appropriate.

1.7.2 The allowance will be payable in respect of the period from your emplaning in the United Kingdom to your disemplaning in the United Kingdom at the end of your service except that -

- a. if you emplane during a school term the period will (subject to sub-paragraph b) commence at the beginning of that term;
- b. if your wife does not emplane with you but later joins you overseas, the period will not commence earlier than the beginning of the school term prior to the school holidays or term in which she emplanes;
- c. it will not normally be payable in respect of a child commencing at boarding school during the last 6 months of your tour overseas;
- d. if you disemplane during a school term the period will (subject to sub-paragraph e) cease at the end of that term;
- e. if your wife returns to the United Kingdom before you, the period will end when she disemplanes or, if she disemplanes during a school term, at the end of that term;
- f. if an allowance would otherwise cease to be payable during the final school year when a child is taking the GCE "O" level examination or during a 2 year course which a child is taking in the Sixth Form for the GCE "A" level examination, the allowance in respect of that child shall be payable until the end of the school year or the 2 year course, as the case may be, provided the child has not commenced at boarding school during the last 6 months of the officer's service overseas.

1.7.3 If your wife accompanies you overseas at official expense and children under 16 years of age are left in the UK with a guardian, a tax free allowance of £115 a year may be paid for the second and each subsequent child. Guardian

allowances may be paid from the date your wife leaves the UK at public expense to join or accompany you overseas. They may continue up to and including the day prior to her or your return. Guardian allowances normally cease as soon as the child is gainfully employed or attains age 16, whichever is earlier, but may be continued until the ninetieth birthday if the child is undergoing full time general education.

1.7.4 If your children accompany you overseas and no service school or suitable free civilian school is available, the necessary local day school fees at civilian schools may be refunded subject to the following conditions:-

- a. Fees may be paid for education from the age of 5 up to the 19th birthday (as under the free education provisions in the United Kingdom) in the usual school subjects. Fees for other subjects must be met by you.
- b. The school chosen must be approved by the appropriate British Representative in the country concerned.
- c. Where the distance to the nearest suitable school necessitates the use of transport, the cost of travel by public transport or school bus may be provided. No payment can be made for expenses other than actual fares by public transport or school bus.

1.8 Overseas family allowance (subject to UK income tax not deducted at source)

Where children remain in the UK and both parents (or the sole parent) by proceeding overseas lose entitlement to the statutory UK family allowances, overseas family allowances may be paid at the same rates as apply in the UK.

1.9 Hotel Expenses on departure from the United Kingdom

If after removal from your home you necessarily incur hotel expenses because you cannot start your journey overseas the same day, you may be paid the appropriate rate of subsistence for yourself plus two-thirds for your wife and one-half for each member of your household over 3 years of age for not more than 6 nights.

1.10 Hotel Expenses on arrival overseas and on departure

The provision of suitable furnished quarters immediately upon arrival overseas cannot always be guaranteed. Where in these circumstances you necessarily incur hotel expenses before moving into furnished accommodation at the commencement of your tour you will not be paid oversea allowance; instead you will be paid the appropriate nightly rate of subsistence plus two-thirds in respect of your wife and one-half for each other member of your household over 2 years

of age accompanying you at official expense. Subsistence allowance under these arrangements should normally not be paid for more than 14 nights but in exceptional circumstances may be paid for a period of up to 28 nights. In practice, in order to avoid double payment, it is assumed that full subsistence has been paid for the maximum period of 28 days and oversea allowance is paid only from the 29th day after arrival at post. If you cease to occupy hotel accommodation within the 28 day period, the fact should be reported and the appropriate earlier issue of oversea allowance will then be made. Similarly if immediately prior to your departure from the receiving country it is necessary for you to be accommodated in an hotel, overseas allowance will not be paid but subsistence allowance will be paid instead up to a maximum of 6 nights.

SECTION II - PASSAGES AND LEAVE

2.1 Passages

Your outward passage will normally be by air, tourist or economy class. If you are appointed for one year or more you may also be provided with passages for:-

- a. your wife;
- b. the unmarried children of your marriage who at the date of commencement of your service with this Office:-
 - i. have not reached their 18th birthday;
 - ii. are daughters who have reached their 18th but not their 21st birthday who are resident with you and who are dependent on you to the extent that they have not, over any period of 12 months, earned more than the annual inner London pay of a Clerical Officer in the Home Civil Service aged 18 years;
 - iii. are dependent on you by reason of mental or physical infirmity;
 - iv. are daughters who are not gainfully employed who for compassionate reasons are acting as your housekeeper;
- c. your or your wife's unmarried step-children, adopted children or children by a former marriage who are normally resident in your household and who fulfil the conditions of sub-paragraph b. i. to iv. above;
- d. a bona fide nursemaid (subject to certain conditions).

Return passages at end of appointment will also normally be by air.

2.2 Class of travel

Passages are normally by British air lines whenever possible. Air travel is regarded as normal, but in very exceptional circumstances travel by sea may be allowed.

2.3 Passages for your household

Passages for your household are granted only for appointments for one year or more. Members of your household will be expected to travel with you or to join you soon after the commencement of your assignment. Homeward passages will not normally be granted until you have completed your assignment. Where for some reason, eg the effect of climate on health or for educational reasons, members of your household wish to return to the UK before you complete your assignment abroad, they may be allowed to anticipate their homeward passage entitlement provided they have been resident at the overseas station for 12 months or more and, in the case of dependent children, that they have not over any period of 12 months earned more than the minimum rate payable to locally engaged clerical staff for their age in the receiving country, or the inner London pay of a clerical officer in the Home Civil Service, aged 18 years, whichever is greater. In very exceptional circumstances the qualifying period of 12 months residence may be abated where the need for the return to the UK is beyond control of yourself or your household.

2.4 Passports and Visas

If you and members of your household travelling at official expense do not possess current passports you should obtain them yourself. The cost of necessary passports and passport photographs will be reimbursed. Passport renewal or application forms are available from your nearest local office of the Department of Employment (formerly known as the Labour Exchange), or by post or by calling at one of the following offices:-

- a. The Passport Office, Clive House, Petty France, London SW1H 9HD
- b. The Passport Office, 5th Floor, India Buildings, Water Street, Liverpool, L2 0QZ
- c. The Passport Office, 1st Floor, Empire House, 131 West Nile Street, Glasgow G1 2RY

Any necessary entry permits or visas will normally be obtained by ODM.

For passport application purposes the designation "Government Service" should be used by Civil Servants seconded abroad under technical assistance arrangements.

2.5 Travelling and Incidental expenses

Claims for travelling expenses incurred prior to departure from the United Kingdom if not submitted in London before departure should be submitted to the Accountant at the Office of the British Representative in your country of appointment. Claims for necessary expenditure incurred on clearance of luggage at the port of arrival (excluding cost of transport to your post) may also be submitted to the local Accountant for settlement. Claims should be submitted as early as possible and normally not more than one calendar month after the date on which the expenditure was incurred.

2.6 Children's holiday visits

2.6.1 If you are accompanied officially by your wife and you have a child under age 18 at school in the UK, return air passages may be provided during each 12 months of your service overseas (reckoned from the date of your departure from the UK) to enable the child to visit you during the three school holidays. On the occasion of the first two school holidays during this entitlement period, free return air passages may be granted. On the occasion of the third school holiday, payment in respect of your first or only eligible child is limited to the amount by which fares exceed 3 per cent of your gross salary.* Where the fares are within that amount, no official contribution is made. For the third holiday journeys for the second and subsequent children, no parental contribution is payable. Whenever possible the child should travel under arrangements provided for a students rebated fare. Your wife may take a child out under these arrangements when accompanying or joining you overseas.

2.6.2 An unmarried child age 18 and under 21 who is not gainfully employed and who remains in the UK to undertake a full time course of study at an educational institution will be provided with one return air passage during each 12 months of your service to visit you. An expectation of 9 months or more service overseas at the end of each completed period of 12 months gives entitlement to a further visit.

2.6.3 A child attending school overseas in a country other than that in which you are serving may also qualify for holiday visits, but you will be required to meet any costs exceeding the student's rebated fare from the UK.

2.6.4 Children of widowed officers may also qualify for holiday visits. Special rules apply to the children of divorced or separated officers.

2.7 Leave

Leave is granted at the rate of 6 weeks a year, ie 3 days a month on the basis of a 6-day working week. Any leave taken

*If you are a Civil Servant, 3 per cent of the mean of your salary scale including inner London weighting.

locally during an assignment will count against this entitlement.

2.8 Leave passages

2.8.1 For leave purposes a standard tour is fixed for each post which is not necessarily the same length as your own assignment. Leave passages are not normally granted during the standard tour period, but if on completion of that period your assignment is expected to continue for a further year or more you and members of your household whose fares were paid officially may be granted return leave passages to the UK by air. Details of the length of the tour applicable for your assignment will be supplied at your post selection interview.

2.8.2 In certain countries unaccompanied officers serving for 2 or 3 years may be allowed one free leave passage by air to the UK during the tour. If appropriate, details will be given at your post selection interview.

SECTION III - BAGGAGE AND PERSONAL EFFECTS

3.1 Excess air baggage

If travelling by economy or tourist class air you and members of your household travelling at official expense may be granted on each ticket providing for free baggage entitlement any necessary excess baggage to bring the total entitlement up to 30 kilograms (66 lbs).

3.2 Unaccompanied air freight

You and your wife (provided that her passage is paid officially) may each send up to 40 kilograms (88 lbs) by unaccompanied air freight. Up to 20 kilograms (44 lbs) may be sent by unaccompanied air freight in respect of each child over 2 years of age accompanying you officially. The unaccompanied air freight entitlement will be deducted from your overall baggage entitlement as set out in paragraph 3.3, the cubic measures being reduced pro rata.

3.3 Baggage and personal effects

The cost of removal to and from the overseas station may be allowed subject to a maximum of 20 cwts (1016 kilograms) packed so as not to exceed 100 cubic feet (2.83 cubic metres). If you are accompanied officially by your wife an additional 6 cwts (305 kilos) packed so as not to exceed 30 cubic feet (0.85 cubic metres) may be allowed. If you exceed these limits you will be responsible for all excess charges which arise.

3.4 Furniture and household effects

If you are a householder and do not let your house furnished, the cost of removal of your furniture to store in the UK and storage charges will be met within the limit of 700 cubic feet (19.81 cubic metres). If you are not a householder you will receive reimbursement of the cost of removal of your furniture to store within the UK and storage charges within a limit of 200 cubic feet (5.66 cubic metres). When the cost of storage of furniture in this country is met officially, the extra cost of insuring the furniture in transit to and from store and during storage to the value for which it is ordinarily insured by you, will also be met. Extra cost means the additional amount of premium over and above the amount ordinarily paid for insuring the articles in question.

3.5 Tendering

Three competitive tenders should be obtained and submitted to this office for the removal or storage of your effects and for packing and transportation overseas; payment from public funds will be restricted to the amount of the lowest tender. When inviting tenders you should take care to specify clearly to the would-be contractors the maximum size and weight for which official payment can be made - see paragraphs 3.3 and 3.4. Any excess will have to be paid for by you personally and no reimbursement can be made from public funds.

3.6 Insurance

It is your responsibility to arrange for the insurance of baggage in transit to and from the overseas station, but the cost (excluding articles of value for which special rates are charged) will be met within reasonable limits and subject to restriction to the amount of the lowest of 3 competitive tenders covering removal, packing, transportation and insurance as stated above. The cost of insuring your household and personal effects whilst serving overseas is also your own responsibility.

3.7 Motor cars

If you are serving a tour of 2 years or more (or 18 months in a country where this period is the standard tour) the cost of shipping your car and marine insurance costs to and from the overseas station may be met up to a maximum of 425 cu ft (12.03 cubic metres). This applies to a car already owned by you at time of selection for the overseas post or a British car purchased (or ordered for earliest possible delivery overseas) after your selection for appointment and within 3 months of your arrival overseas either in the UK or overseas. A foreign car purchased after your selection will not qualify

for transportation costs. If you subsequently dispose of the car before you have completed 18 months service overseas or whilst you still have more than six months to serve you will be required to refund full transportation costs paid on your behalf.

3.8 First arrival privileges

First arrival privileges are normally granted by receiving countries exempting personal effects (including a car but excluding consumable goods) imported within three months of your arrival from import duty in the country in which you are to work. If, exceptionally, any government does not provide these facilities, the duty on all normal household and personal effects imported during the first arrival period will be reimbursed but not duty paid on items such as sports equipment, expensive silver and glassware, furs, jewellery etc or on more than one inexpensive camera, record player, radio, etc.

SECTION IV - INCOME TAX, NATIONAL INSURANCE CONTRIBUTIONS, GRADUATED PENSION SCHEME AND SUPERANNUATION

(not applicable where the basic salary is issued direct by the parent department or regular employer).

4.1 Income Tax

4.1.1 You should obtain Parts 2 and 3 of Income Tax Form P45 from your previous employer and send them as soon as possible to the Officer in Charge, Overseas Salaries Section, Ministry of Overseas Development.

4.1.2 If you are a self-employed person you should inform Her Majesty's Inspector of Taxes, Cardiff of your appointment stating the address and reference number of the Income Tax Office dealing with your affairs.

4.1.3 Failure to produce form P45 or to notify the Inspector of Taxes will result in income tax being deducted from your taxable pay at an interim rate in accordance with current tax regulations until a correct notice of coding is received from the tax authorities. All enquiries regarding income tax should be addressed to Her Majesty's Inspector of Taxes, Public Departments, 3 Ty Glas Road, Llanishen, Cardiff, CF4 5ZE.

4.2 National Insurance

4.2.1 If you contribute as an employed person under the National Insurance Scheme you should send your National Insurance card to this office (see paragraph 4.1.1 above). Compulsory Class I contributions will then be deducted from your salary for the period of the first 12 months' service

overseas with effect from the date of your departure from the United Kingdom. You should ensure, therefore, that your card is currently stamped to that date. After 12 months compulsory contributions cease, except in certain countries, but contributions at the non-employed rate may be paid voluntarily.

4.2.2 If you are a self-employed or non-employed contributor, or not at present a contributor at all, you should complete form CF 83 at Appendix 2 of the enclosed National Insurance pamphlet (N.I.38) and send it to the address shown.

4.2.3 If you were recently resident abroad or self-employed and are already paying contributions by direct payment through your bankers (and there is no liability for this Ministry as your employers to pay Class I contributions), we would not wish to interfere with that arrangement. You should however advise the Overseas Salaries Section of this Ministry of your arrangements so that the necessary adjustments can be made to your allowances.

4.3 Graduated Pensions Scheme

If you are a compulsory Class I contributor under the National Insurance Scheme and subject to United Kingdom PAYE tax you are required to contribute under the Graduated Pension Scheme. If, however, you are at present covered by a contracted out certificate, you should contact your present employer to ascertain your position whilst overseas.

4.4 Superannuation

If you are a contributor to any recognised superannuation scheme you should communicate with the Secretary of that scheme to establish your membership position. Where the rules of the scheme permit, and you so request, this Ministry will consider the possibility of continuing the employer's share of the contributions and deducting the employee's share from your basic pay. You should supply this Ministry (see paragraph 4.1.1) with full details of the scheme and state the amount payable by the employer and yourself. No liability can be accepted for non-payment of superannuation contributions for which details have not been supplied.

4.5 Overseas Service Pensions Scheme

The Scheme is a statutory contributory superannuation system on a voluntary basis and it provides pension benefits for the contributors and their dependants. Membership is open to Technical Assistance Officers from the United Kingdom, the Channel Islands, the Isle of Man or the Republic of Ireland, but will not normally be available to persons already contributing to a superannuation scheme.

Provided that the British Government is not already making a superannuation contribution in respect of an officer, or the officer's terms of service have not been improved because of the absence of superannuation cover, this Ministry will pay a proportion of a member's contribution to the Scheme not exceeding 5% of his annual salary during his service as a Technical Assistance Officer. Further details of the Scheme including an application for membership may be obtained from the Recruitment Department of this Ministry.

SECTION V - MISCELLANEOUS

5.1 Accommodation

Free hard furnished accommodation should normally be provided by the receiving government but in some instances a rent allowance may be paid to cover the cost of suitable furnished accommodation. You should take with you crockery, cutlery, table and bed linen, blankets, glassware and household utensils. Items such as a radio, a record player, ornaments, pictures, etc may also be taken. In certain cases assistance towards hotel expenses may be more appropriate than provision of free accommodation, and reimbursement is then made to you of either nine-tenths of the basic accommodation charge or nine-twentieths of the inclusive charge for board and lodging.

5.2 Medical and dental arrangements

As far as possible, treatment is provided for yourself and for members of your household accompanying you at official expense on the lines of the British National Health Service. British posts overseas will decide whether it would be reasonable for you to look to the local government medical service for medical attention or whether you should look to the panel of doctors approved by them in respect of their own staff, and will inform you accordingly on arrival. Any treatment given overseas will be subject to the same conditions as apply in the UK and you will be required to pay the normal UK statutory charges. If your children visit you under holiday visit arrangements (paragraph 2.6) only the costs of necessary emergency treatment can be met from official funds.

5.3 Injury benefit provisions of the Principal Civil Service Pension Scheme

These allow for awards to you or your dependents if you should unfortunately be incapacitated or die as a result of injury or disease contracted in the discharge of your duties.

5.4 Your address abroad

If you are going to a Foreign or Commonwealth country, you should note that until you take up your accommodation there, your forwarding address for correspondence, baggage, personal effects, etc will be c/o the appropriate British Embassy or British High Commission. If you are going to a dependent territory, you will be advised of the appropriate forwarding address later.

対インドネシア技術協力効果測定調査報告

企画調査調整部 企画課 岩元 克
経理部 財務課 谷尾 弘

インドネシア派遣の専門家（海運顧問団、水資源、放送）およびスラウェシ工業職業訓練センターに関する技術協力効果測定調査ならびにシンガポールに対する技術協力の可能性調査のため、昭和50年2月20日より3月7日まで岩元克（企画調査調整部企画課）、谷尾弘（経理部財務課）が派遣されたが、以下はその調査報告要旨である。今回の調査のジャカルタにおける全日程にJICAジャカルタ海外事務所の五十嵐慎三所員が同行した。

効果測定の意味と今後の方向

効果測定 (Evaluation) の概念は、各技術協力事業 (Project or Programme) の現在の結果を評価し、問題点を発見し、当該事業の実施の改善に資すると同時に今後の技術協力事業の計画と実施の改善に資することである。その点では現行の効果測定調査は方法と回数において適当ではない。具体的な改善策としては、効果測定のためのチェックリストを作成し、Evaluator を決めて実施すべきである。Evaluatorとしては、海外事務所、大使館 Project leader、学識経験者等を当てる。できれば年1回は行うようにすることが望ましい。（そのためには手軽に実施できることを考える必要がある。）

日本の技術協力に対する技術協力調整委員会の見解（モクタン事務局長）

日本の技術協力は全体としてインドネシアのニーズに合致している。農業に力点を置いてもらっている点は評価している。今後は、農業分野から一步出て、簡単な加工業（食品加工等）に要請が広がるかも知れない。日本の

技術協力は実施に入ると早いが、実施前の情報が殆どないのが困る。効果測定については、日本と Joint で行う用意がある。専門家の任期は 3 年位が望しい。

共通する問題点

- 今回の調査対象となったジャカルタ在勤の専門家は、いわゆる単発の専門家派遣の形態を取りながら、実際はプロジェクトチームとして活動しているという共通点を有しているが、それ故の矛盾が底流にある。具体的にはチームとしての達成 target が明確でない。
現地行動費等がプロジェクト協力の場合のように積上げによる予算要求があるのでなく、単発派遣専門家の数の寄せ集めにすぎないことが専門家の活動を制約している面がある。
- Advisor という専門家のカテゴリーからくる問題点として、要請段階で明確な Job description ができるにくい。任意に起る問題に対処しなければならないので、専門家はそれだけの能力を有する必要がある。
- 専門家の任期が 2 年では短い。最低 3 年は必要である。
理由としては業務上、日常生活上現地に適応できるのに 1 年はかかる。2 年では現地に適応できて、これから充実した仕事ができるという時には帰国のことを考えなければならぬ状態で中途半端なことになりがちである。

ジャカルタ海外事務所の強化

現在のジャカルタ事務所は専門家の日常生活の世話等に忙殺されており、専門家の業務に殆んど関与していない。

これは事務所の人員が専門家数に比べ絶対的に不足していることにもよるが、それ以上に大使館と事務所との関係において大使館側は、事務所は日常生活の面倒のみを見ておればいいので、業務上の問題は大使館が担当すべきであるとの考えが強いようである。しかし、事業の実施主体である事業団が

業務の問題に関与しないという法は絶対にない。

例えば海員学校に関する調査団派遣要請の話が、海運顧問団リーダーから大使館のみに話しがあり、事務所長はツンボ座敷におかれていた。武井所長は今後積極的に業務面に関与する方針であり、改善が期待される。

調査団も大使館への報告（小村公使）の際にも事務所の役割の強化を主張した。

大使館アタッシェおよび専門家との会合においてもこの点は強調した。

各対象プロジェクト編

1. 海運顧問団

本顧問団の目的は、日本の資金協力による Project implementation の手助けをすることであるが、実際には、海運政策全般に対する参画を課せられている。各分野とも業務内容は広がる一方である。インドネシア側は援助の橋渡し役をも期待しているふしがある。

本チームは相手国政府との連携は極めてよく、特にオランダチームが引き上げてからはイ側の頼りにされている感はある。

専門家のアドバイスは特に港湾の分野で殆んどそのまま実現している。その他の分野においても概してアドバイスは取り上げられている。

港湾専門家は他国の専門家と積極的に意見交換を行っている。

一方、海事金融のような指導科目においては、全く相手側に入り込めないのが現状で、これは専門家の能力によるのではなく、この分野が本質的に外国人が入り込みにくい分野であることによるもので、この種の要請が果してイ側が本当に希望して提出したものかどうか疑しい。本指導科目については現在赴任中の専門家の中途引き上げは困難にしても少なくとも後任者の派遣の際は要請につき再検討する必要がある。

相手国とのコミュニケーションは、問題があれば隨時協議を行い、会議の内容は議事録にする方式を取っている。

2. 水資源チーム

(1) 河川チーム

要請内容と業務内容の異なる専門家がある。例えば、大型ダムの専門家は、大型ダムはオノギリダムがあるので、その他は小規模ダムである。現状においては、洪水調節用ダム（大型）は短期派遣の専門家で十分である。従って専門家はアドバイザーとしてのスコープを拡げて事態に対処している。

カウンターパートの配置が一応形式的に局長になっているが、アドバイスのみで終るならばいいが、実施に移すということになると中堅技術者が必要となる。日本人専門家の技術移転を行うべきカウンターパートは配置されていない。日本人専門家の意見では、現在のインドネシアに必要なのは、中堅技術者である。専門家は現地調査をも実施し、できるだけの範囲で adviceを行っている。

専門家の語学力の点では現在赴任中の専門家は必ずしも十分とはいえない。（イ側 河川局長）

(2) 砂防チーム

本チームは極めて活発な活動を行っており、現地調査も十分行い、レポートも英文で適確に行っており、インドネシア側もその成果に十分満足している。また、突発的事故に対する応急対策についても本チームのアドバイスは十分にイ側に取り入れられ実施に移されている。

(3) かんがいチーム

本チームの技術水準の高さは認められているものの、アドバイスが口頭で行われているため、イ側からは本チームの活動が活発だとは受取られていない感がある。専門家に英文によるレポート作成の能力がないためイ側では前任者との比較もあり、相当な不満を持っている。対策の一つとしては派遣前に英文レポートの書き方を研修させる必要がある。

上記3チームに共通であるが、公共事業省の機構改革が近く行なわれ

る予定であり、改革後の所属が確定していない。

配属によつては専門家の活動にも影響があるかも知れないとのことであつた。

放送チーム

本チームの活動はOECFの資金協力と関連しているため、資金協力の実施の遅れにより、技術協力とフェイズが食違つてゐる面がある。(現在、第1段階の機材〔JICAの供与機材ではない〕が入つてきてゐる状態である。)従つて、現在の専門家はこのズレを埋めるために本来の指導科目以外(専門外)の業務を行なわざるを得ない状況である。幸い非常に近い分野であるので特に問題なくこなしているのが現状である。

技術協力と資金協力のコーディネーションが必要である。海外事務所がその役割を果す必要がある。

また、本チームが現地調査等を行い作成する資料が、イ側を通じてOECFの貸付審査のための資料に使用されるわけであるが、イ側の予算不足のため十分な現地調査ができない現状である。不十分な現地調査で不十分な資料しかできないためOECFの融資決定が遅れる結果になるという一種の悪循環である。ラジオ短波放送を中波放送に切り替えるため、国際電波会議に提出するインドネシア政府の資料作成に当つて、全面的に日本人専門家に頼つてゐる。

一方、大統領命令で来年人工衛星を打上げラジオ放送、電話等に使用することになったため、インドネシアの放送計画全体に何らかの変更が加えられることになるので、わが方技術協力の内容も大巾に変更せざるを得ないことになる可能性もある。

スラウェシ工業職業訓練センター

計画との比較で約6カ月遅れでProjectが進行中である。理由としては

材料不足（ジャワ島からの輸入が多い）、天候不順、スラウェシ島の建設業者の経験不足が考えられる。インドネシア側の協力体制は非常にいい。

わが方からの供与機材の贈送状況も特に問題とすべきことはない。カウンターパートの配置は、センター所長を除き指導員の配置は行なわれている。

（5名が現在日本で研修中）赴任中の要員は、カウンターパートの教育と建設に対するアドバイスを行っており、その将来における効果は大いに期待できよう。要員の赴任時期が早すぎたか否かは、本プロジェクトの最終評価の時点で明確にすべきことであろう。

問題点は、インドネシア労働省内がセンターの建設部門と訓練部門に分かれており、現在日本人要員のカウンターパートとなっているのは建設部門で、訓練部門が表面に出てないため訓練に関する準備がしにくいことである。しかし、これはセンター所長（イ側）の着任で解決するものと思われる。佐久間理事長が実施調査団の一員として参加した経験から、要員の赴任前インドネシア語の研修を実施したのが、大きな効果を挙げている。（英語が通用しにくいことと、インドネシア語を使用することにより、イ側関係者に親近感を与えていた。）

シンガポール

シンガポールはOngoingのProjectがないため、シンガポールに対する技術協力の可能性に関する調査と視察を行った。

大使館および海外事務所の意向で調査と視察をVocational Trainingの分野にしづることにし、シンガポールおよびジュロンの職業訓練学校を訪問した。（両校長は本研修者）現在シンガポールは、学制の変更と合せて職業訓練制度の改革を実施中であり、職業訓練に関する政策の企画立案の面でのadvisorの派遣を必要としているとのことであった。（Singapore Vocational Instituteの学長）またシンガポールとしては民間企業と密着した形の職業訓練を考えており、技術協力センター事業のために大いに

参考になった。

調査日程

月 日 曜日	内 容
--------	-----

2. 20 木 08:50 羽田発 (JL731)

12:45 ホンコン着

14:50 ホンコン発 (GA875)

18:25 ジャカルタ着

五十嵐事務所員の出迎えを受ける。

2. 21 金 09:00 日本大使館・海外事務所挨拶および調査日程打合せ

14:00 UNDP ジャカルタ事務所訪問

15:00 Garcia所長よりインドネシアにおけるUNDPの技術協力の現状および効果測定について意見聴取 (UNDP ピーターソン氏、JICA五十嵐事務所員出席)

柳田専門家 (視聴教育) と懇談

2. 22 土 09:45 情報省において放送チーム専門家に対する効果測定調査

11:35 (放送チーム君田、相葉、矢口、速水専門家、当調査団員、五十嵐所員出席)

2. 23 日 休日 樹下専門家と懇談

月	日	曜日	内	容
2. 24		月	10:00	労働、移住及び協同組合省においてハルドノ職業訓練局次長よりスラウェシ工業職業訓練センターについての問題点（センター建設状況等）の説明を受ける。
				（労働、移住及び協同組合省ジョコ渉外課長他2名、日本大使館松田一等書記官、五十嵐所員同席）
			11:40	公共事業省において砂防、かんがい河川関係専門家に対する効果測定調査。
			14:40	（河川一神谷、藤崎、島田、渡辺、かんがい一林、新居、宇野、砂防一松下、牧田専門家、当調査団員、五十嵐所員出席）
			19:00	武井事務所長主催夕食会（於スカイルーム） （日本大使館一都丸、松田一等書記官、須田三等書記官、秋口大使館員、武井所長、龟田、五十嵐所員、当調査団員出席）
2. 25		火	09:00	海運総局において海運チーム専門家に対する効果測定調査
			09:50	
			10:00	技術協力調整委員会訪問 モクタン事務局長より
			11:20	聴取（武井所長、五十嵐所員同席）
			11:25	海運総局においてひきつづき海運チーム専門家に対する効果測定調査を行なう。
			13:45	（海運チーム一松尾団長、伊藤、原田、金子、

月 日 曜日

内

容

- 平賀、八田、小城専門家、五十嵐所員、当調査団
員出席)
- 13:45 小城専門家の案内によりタンジュンブリオク港視
察およびタンジュンブリオク港監理局担当官と懇
談。(五十嵐所員同行)
- 19:00 調査団主催夕食会(於; デビ夫人宮殿あと)
(海運チーム専門家 7名、放送)
- 21:10 かんがい・河川専門家 9名、武井所長、龟田、五
十嵐所員、当調査団員計 25名)
2. 26 水 10:00 公共事業省河川局訪問
(スダリヨコ河川局長より日本の技術協力に対する
意見聴取。
(神谷河川チームリーダー、五十嵐所員同席)
- 10:50 公共事業省灌漑局訪問
(灌漑局長代理より日本の技術協力に対する意見聴
取。(灌漑局 2名、五十嵐所員同席)
- 11:45 日本大使館において小村公使に対し調査結果報告
(須田三等書記官、武井所長、五十嵐所員同席)
- 12:30 13:00 海運総局訪問
- 13:40 フンホルツ海運総局次長より日本の技術協力に対
する意見聴取。
- 14:20 (海運総局 3名、松尾団長、武井所長、五十嵐所
員同席)

月 日 曜 日 内 容

2. 27 木 09:00 ジャカルタ発 (G A 404)
 10:10 スラバヤ着
 スラバヤ領事館飯田副領事の代理として現地雇員カク氏の出迎えを受ける。
 10:50 スラバヤ領事館訪問。有吉領事、飯田副領事、大森副領事に挨拶。
 14:00 領事公邸にて昼食会
 (領事夫妻、飯田副領事、大森副領事、上野ジャカルタ大使館員、当調査団員出席)
 14:00 カランカテスのO E C F 資金による日本工営ダム
 視察
 19:30 (上野大使館員同行)
2. 28 金 08:50 スラバヤ発 (G A 750)
 11:10 ウジュン・パンダン着
 佐久間スラウェシ工業職業訓練センター理事長、福良調整員の出迎えを受ける。
 11:30 センター内仮事務所において調査日程打合せ。
 12:30
 18:30 佐久間理事長主催夕食会
3. 1 土 10:00 労働・移住及び協同組合省ウジュン・パンダン地域事務所訪問
 10:40 ニヨンバ所長よりセンター建設状況等につき意見聴取。(地域事務所 - Rachman 他1名、佐久間理事長、福良調整員同席)

月 日 曜日

内

容

- 11:30 センター内仮事務所においてスラウェシ工業職業
訓練センターに対する効果測定調査
- 14:45 (佐久間理事長、福良調整員、大川、森島要員、
当調査団員出席)
- 18:30 調査団主催夕食会
(地域事務所 Rachman 他 1 名、佐久間理事長他
5 名、当調査団員出席)

3. 2 日 休日

3. 3 月 09:00 センター建設状況視察
10:50
11:00 地域事務所主催昼食会
(地域事務所ニヨンバ所長他 2 名、佐久間理事長
12:10 他 4 名、当調査団員出席)
13:45 ウジュンパンダン発 (G A 7 8 3)
地域事務所ニヨンバ所長他 2 名、佐久間理事長他
4 名の見送りを受ける。
14:45 ジャカルタ着
五十嵐所員の出迎えを受ける。
19:00 日本大使館主催夕食会
(大使館 - 時野谷一等書記官、須田三等書記官、
21:30 外務省技協 1 課守屋事務官、武井所長、当調査団
員五十嵐所員出席)

月 日 曜 日 内 容

3. 4 火 10:00 ジャカルタ発 (S Q 2 0 1)
11:55 シンガポール着
後藤海外事務所長の出迎えを受ける。
14:40 日本大使館挨拶、事務所において調査日程打合せ。
16:45
3. 5 水 10:20 事務所においてマレイシアクアラルンプール事務所新設問題について後藤所長と打合せを行なう。
12:20
12:30 コロンボ スタッフカレッジ見学 (後藤所長同行)
12:40
19:30 調査団主催夕食会
(日本大使館 - 錦川一等書記官、後藤所長、
帰国研修員巡回指導プラスチック班 3 名、帰国研修員巡回指導沿岸漁業水産研究班 5 名、当調査団員出席)
3. 6 木 10:30 SINGAPORE VOCATIONAL INSTITUTE
視察。YAP 校長よりシンガポールの VOCATIONAL INSTITUTE と学校の制度について説明を受ける。(後藤所長同行)
15:00 JURONG VOCATIONAL INSTITUTE 視察。
16:00
3. 7 金 08:10 シンガポール発 (J L 7 1 4)
後藤所長の見送りを受ける。
21:35 東京着

計画調整調査報告（スリランカ編）

企画調査調整部 企画課 大 谷 勝 美

わが国の技術協力の計画調整調査の一環として、50年3月13日より10日間、スリランカに大谷勝美（企画調査調整部、企画課）が派遣されたが、以下はその調査報告である。

1. スリランカの開発計画とわが国の技術協力

わが国のスリランカに対する技術協力は、スリランカの開発計画と、整合性を持った分野、内容であるべき事は当然である。

当農、土地基盤整備、農業協力、同組合の再編成等を協力内容としている「デワフク村落開発」計画、沖合及び遠洋漁業技術の改善、並びに発展のための訓練、研究、実験を協力内容とした「高等水産講習所」計画の協力を実施していることは、「食糧危機にゆらぐスリランカ」と報道され、食糧問題解決を国的第一政策としているスリランカのニーズに合致しているものである。

2. スリランカに対するわが国の技術協力

わが国のスリランカに対する技術協力の実績は、東南アジアの他国と比較して、大きいものではない。

調査時点における特徴は、一般専門家が少なく、センター方式、プロジェクト方式（専門家の派遣、機材の供与、研修員の受け入れの有機的協力）が大きい割合を占めている点があげられる。8名の専門家を派遣している高等水産講習所と、5名の専門家を派遣しているデワフク村落開発計画があるが、個別専門家は、1名のみであった。

技術協力は、受入国の自助努力をより要求する経済協力形態であるが、スリランカはコロンボ計画の鉢元の地であるためであろうか、それとも旧

英植民地としての歴史的理由、即ち、*expatriate* として外国専門家の参加が制度としてあったためであろうか、技術協力においてスリランカの負担は相当大きなものである。MSACとされているスリランカが専門家の経費を負担しようとする姿勢があるが、そのロードは大きく、プロジェクトの運営費、土地、建物等はさらに負担が大きい。

専門家の問題点としては、専門家が具体的にどのように業務を進めるかのプロジェクトとして統一された方針がないことである。

プロジェクト協力において専門家の業務内容はどのようなものであるべきか。わが国の専門家 *expert* は *expatriate* とは違った性格であり、D.A.C. では *adviser* という範疇である。

技術協力において、調査協力や受入国の技術水準により、労務提供型の技術協力形態を余儀なくされている分野もあるが、指導訓練型が一般的であろう。指導訓練型をとるならば、受入国的人的配置もそれに合つたものでなければならない。

指導訓練型であっても、一次的にはカウンターパートと呼ばれる人達への指導訓練がなされ、村民への指導訓練は、カウンターパートを通して、実施する方向に持つて行く。

例えば、小学校に協力するとしたとき、その学校の先生を専門家自身でやる（労務提供型）のか、それとも先生の指導を専門家がやり生徒への授業は原則的に受入国先生が実施する（指導訓練型）のかを調査段階からもつと明確にすべきであろう。

3. 高等水産講習所

本プロジェクトは協力してからの期間も短かく、生徒の訓練はまだ実施していない。開所は 50 年 4 月 7 日の予定である。

スリランカ側の協力体制が非常にいい。これは 1961 年から 6 年間、わが国が協力したネゴンボ水産センターの実績によるものと思われる。

1972年からの水産5ヶ年計画で、沖合、遠洋漁業は4,000トンから30,000トンに漁獲高増加を計画しているが、A.D.B.からの資金協力及び本プロジェクトの漁業資源調査、研究、訓練が重要な役割を担っている。

4. デワフワ村落開発

村落開発協力の基礎は営農指導、食糧増産にあるから、それらが満足する結果が得られなければ、生活改善、農村工業等を通して農村生活の近代化を図ることは困難である。

基本たる稻作が連年の干ばつによる水不足から、農民の収入減となり、50年3月には水稻を断念し、ソルガムに変更した。

この事実は干ばつという不可抗力を自然状況の変化が主たる原因であるが、農民がわが国の協力、わが国の農業技術を否定する傾向にあるのが懸念される。

村落開発を技術協力の一形態として、その範囲内で実施するには困難な問題もあるが、村落開発は開発途上国において、食糧増産、生活改善、民生向上からみてもニーズの高いものである。援助国も積極的に協力すべき内容である。

しかし、その方法論についてはもっと研究すべき余地を持っているようだ。段階的に実施することもその一つである。バイロットファーム、普及、土地整備、農業組合、生活改善等、段階的に協力実施する。協定が最長5年という枠があり、協定締結から専門家、機材が現地に着くまで1年以上かかり、実質の現地での協力が1年にも満たないのであるから、バイロットファームを個別専門家派遣で協力し、農民へのインパクトをも充分調査の上、協定による協力とする。

5. 帰国研修員

帰国研修員同窓会主催による「日本の農業展」(Agroma Japan)が開催され、開会式には大統領が出席し、祝辞を述べられた。内容は、農機

具、写真を展示して、デワフワ村落開発協力を主とした日本の農業を紹介することの外、活花、折紙、写真等の展示により、日本の文化、技術、建物等の紹介で「日本展」と言えるものである。同窓会がこのような催を行ったことは、他国でも例がないと思われる。帰国研修員が入場者に熱心に「日本」を説明しているのを見ると、技術協力の特性、人と人とのふれあい、を如実に示してくれる。第1日の入場予定者が8千名とのことであった。

帰国研修員は概ね日本での研修に満足し、スリランカで主として中堅幹部として活躍している。

調査日程

月 日 曜 日	内 容
---------	-----

- | | |
|---------|--|
| 3. 13 木 | 10:00 羽田発 (B A 9 1 1)
17:30 コロンボ着 (B A 9 1 1 A)
高等水産講習所、池田調整員の出迎えを受ける。 |
| 3. 14 金 | 9:00 漁業省訪問 (漁業局長 MR. A. I. Mohideen、
池田調整員)
9:30
9:30 日本大使館挨拶、日程打合せ
10:30
10:30 高等水産講習所訪問 (理事長、調整員と事務連絡、
現状意見聴取)
12:00
12:00 高等水産講習所、専門家
14:00
14:00 ネゴンボセントー観察
16:00 |
| 3. 15 土 | 14:00 FAO 専門家と意見交換
16:00 (帰国研修員巡回指導班 (水産)、池田調整員)
19:00 帰国研修員 (漁業関係)との懇談 |

月　日　曜日	内	容
--------	---	---

3. 16 日

3. 17 月 9:00 日本大使館

{
11:00

12:00 専門家活動調査

{ (高等水産講習所 7名、デワフワ村落開発 4名、

15:00 和田一等書記官)

15:30 コロンボ発

18:00 キャンディ着

3. 18 火 9:30 デワフワ村落開発計画、現況調査

{ (佐藤チーフ、Co-manager 他)

10:45

10:45 デワフワ村落視察

{

12:45

13:00 デワフワ村落専門家

{

16:00

3. 19 水 16:00 キャンディ発

19:15 コロンボ着

3. 20 木 資料集収

17:00 Agroma Japan 開会式

{

(Gopallawa 大統領、ス里蘭カ閣僚多数、吉岡大使、

19:00 他)

月 日 曜 日

内

容

19:15 調査員主催夕食会

{ (高等水産講習所、デワフワ村落開発)

3. 21 金 9:00 農業省訪問 (Project Director, Mr. W.R.B.

{ Rajakarana、佐藤チーフ、西川調整員)

9:30

9:45 日本大使館、調査報告

{

10:10

10:15 Agroma Japan

{

12:00

13:20 コロンボ発 (SQ 582)

(西川調整員の見送りを受ける)

19:00 シンガポール着

3. 22 土 13:00 シンガポール発 (CX 710)

22:00 羽田着 (CX 500)

マレイシア国に対する技術協力計画調整および 効果測定のための現地調査報告書

人事部給与課　飯島正孝
人事部職員課　川本精一

I 総論

1. 調査の目的

今回の調査は、当事業団が従来より実施している技術協力の計画調整調査の一環として行なわれたものであるが、本報告書は特に、マレイシアへの協力事業に関する現状把握、各事項別問題点提言事項等に集約し、マレイシア国に対し現在実施中の二つのセンター・プロジェクト(MARA職業訓練校、マレイシア船舶機関士養成計画) およびコロンボ計画により現在マレイシア国へ派遣中の造園、ハイウェイ土木および電気メッキの3名の専門家並びに昭和42年度においてコロンボ計画により3ヶ月間に亘りマレイシア国へ派遣した診療団チームを対象とした現地調査を実施した。

2. 調査員

飯島正孝（人事部給与課長代理）
川本精一（人事部職員課）

3. 現地調査日程

3月17日（月） 東京発

クアラルンプール着

- 3月18日（火）
- 在マレイシア日本国大使館訪問
 - 在マレイシアコロンボ計画専門家より事情聴取（於大使館）
 - 在マレイシア青年海外協力隊駐在員および

調整員より事情聴取

- 3月19日(水)
1. MARA H・Q 表敬訪問
 2. 専門家(電気・電子科担当)と打合せ
 3. MARA 職業訓練校(KAMPON PANDANG) 観察
 4. PETALING JAYA 工業団地(松下、東芝工場) 観察
- 3月20日(木)
1. 首都圏委員会表敬訪問
 2. Public Works Department 表敬訪問
 3. Federal Industrial Development Authority 表敬訪問
- 3月21日(金)
- クアラルンプール発
イボーザ
1. IPOH Ungku Omar Polytechnic 表敬訪問
2. 専門家(理事長、船舶工学および船舶機関担当)と打合せ
- 3月22日(土)
- イボー発
ペナン着
- 3月23日(日)
- 休日
- 3月24日(月)
- ペナン発
コタバル着
1. General Hospital(コタバル) 表敬訪問
 2. Hospital Daerah(クアラクライ) "
- 3月25日(火)
- コタバル発
クアラルンプール着
1. 在マレイシア日本国大使館左達一等書記官

～調査結果報告

3月26日（水） クアラルンプール発

東京着

Ⅱ 各論

1. マレーシアに対する協力事業の現状と問題点

プロジェクトベース（その1）

(i) MARA 職業訓練校 (KAMPON PANDANG) の現状

わが国の本部門に対する協力は、協力隊員の派遣および研修員の受け入れにより始まり本件プロジェクトに発展したものである。本件プロジェクトに対するわが国の本格的協力は、マレーシア政府の要請に基づき1972年に事前調査団、翌1973年に実施調査団が派遣され、これら調査結果に基づき同国開発5ヶ年計画の一環であるマレーシア社会の再編成問題（マレー人の経済的地位の向上）を目指し、特にマレー人のみを対象とした訓練をおこなっている。

現在、日本人専門家2名、川上仁氏（千葉県市原高等職業訓練校）および志田一氏（東京都足立高等職業訓練校）がそれぞれ2ヶ年の任期で電気・電子科を担当し技術指導をおこなっているが、両専門家のほかMARA H.QにILOのAdvisor 1名が3ヶ年の任期（既に2年経過）で技術指導をおこなっていた。

本校の入学資格はL.C.E（下級教育修了証）の資格を有する者で年令は17才以上であり、学生のほとんどは男子で授業料は無料、訓練手当として月M\$60が支給され、目下200人収容のドミトリイを建設中であったので、今後学生数は益々増える傾向にあると思われる。

日本が協力中の電気・電子科とも修業年限は一応2年となっているが、電子科は実際には2年6ヶ月位要する。中には学校を中退し新聞広告等により就職してしまう者もいるが、原則として卒業生は労働省

を通じ就職するのが建前である。電気科を指導する川上専門家に指導方針を聞くと、最初の6ヶ月間は基礎講座、その後試験を行ない卒業前には必ず On-the-job Training が受けられるようなシステムにしているとのことであった。なお、同校に対して既に当事業団から電気・電子技能者養成のための機材約 7,500 万円を供与した。

(b) 問題点

日本人専門家の職務分掌が明確化しプロジェクトが軌道に乗ってきている現在の状況から、むしろ今後は日本側として一応 R.D の有効期間が昭和 48 年 6 月 26 日から昭和 50 年 6 月 25 日までとなっている点と、合意議事録に基づき協力されていることを考えれば日本側より積極的に協力期間等につき何等かの意思表示をする必要があり、そのためには調査団の派遣というのも必要かと思われる。又マレイシア側は、本件プロジェクトに対し相当前向きで、やる気の姿勢が見られたと判断する。

今回の調査で首をかしげたくなる問題があった。それというのはマレイシア側の問題でもあるが、カウンターパート 2 名を研修員として日本へ送ったが、実際には日本人専門家のカウンターパートではなく、MARA が民間人を試験採用し送りこんでしまったということである。

本来カウンターパートとは、専門家に付随し現地で訓練・指導を受けた者であること、又帰国したあとプラッシュアップされ将来につなぐべき優秀な人材を送るのがカウンターパートとしてふさわしく、今回の如き専門家も事前に承知できなかつた者が送られたことは遺憾に思われる。

専門家と研修員の関連づけを含め、日本國大使館、専門家および当事業団（特に横の連絡）との間のコミュニケーションの必要性を一層強く痛感し、今後は協力期間の延長とカウンターパートの定着方策につき検討をする必要があろう。

調査団のメンバーと専門家として後から赴任される人との有機化を図ることはプロジェクトの運営を左右する大きな要素の一つであることは申すまでもないが、当プロジェクトの如き協力隊員の派遣にはじまり研修員を受け入れ、休制がためができたところで、本格的な援助のあり方を検討するために調査団を派遣し実施されたケースは理想的である反面往々にして有機性を欠く場合があると思われる。

海外にセンターを設置する場合は、多種多額の機材を伴いかつ必要とし、特に訓練用機材を使用し教育を行なうのは専門家であり又、本件プロジェクトの如き小型プロジェクトと呼ばれ専門家の任期がR&D上一応2ヶ年間の協力と定められていることを考慮し、今後特に実施調査団員の中にあって専門家として派遣される人を入れる等、人と物との結びつきを強化する必要があると考える。

プロジェクトベース（その2）

(1) マレイシア船舶機関士養成計画の現状

本件プロジェクトに対するわが国の協力は、1972年3月に事前調査団、翌1973年3月に実施調査団が派遣され、これら調査結果に基づき同国で急務とされていた船舶機関士養成に必要な訓練用機材約130,000千円を供与した。（日本の商船専門学校にあたる機材）

本件プロジェクトは、マレイシア國イボー市のUngku Omar Polytechnicで、船舶機関士として要求される基礎科目および専門科目を教育訓練し、マレイシア政府が制定する海事法に基づく外航商船に乗組む船舶機関士を養成するものである。

当ポリテクニックは、電気工学、土木工学、経済学、機械工学の4学部から成り、機械工学には日本側の協力する船舶機関術のほか一般機械、生産、自動推進とディーゼル、空調と冷凍の五つのコースがある。

船舶機関コースの卒業生は、二等機関士および一等機関士の国家試

験に合格することが目標である。

日本人専門家は予備調査団の団長であった西井五郎氏（理事長、運輸省船員局首席海技試験官）ほか、船舶工学専門家として石井勝治氏（大阪商船三井造船株式会社）、船舶機関専門家として山本敏夫氏（運輸省航海訓練所）、合屋正裕氏（大阪商船三井船舶株式会社）および八木健之氏（運輸省航海訓練所）の3名、計5名が派遣されている。

なお、当ポリテクニックには、3名の青年海外協力隊員が派遣されており、旋盤、溶接およびエアコンの各分野で活動中であるが、我々の受けた感触は日本人専門家と協力隊員との間のコミュニケーションと協力体制が円滑に行なわれ、プロジェクトの運営が非常にうまくいっていると思われた。

現在、ポリテクニックには約1,100人の学生があり、近代的なドミトリ（8棟）に640人が泊り、近代的な校舎と宿舎が建ち並び周辺の環境も良くむしろ勉学するには日本を上廻るものを感じた。

日本人専門家の主要業務内容は

- (1) 機関士養成のための理論的訓練
- (2) 座学課程の全般的運用に関する事。
- (3) マレイシア側教官および技術補助員の訓練
- (4) 日本よりの供与機材の設置・操作および保守に関する事。

等であるが、近く研修員（日本人専門家のカウンターパート）としてM.R. AhmadおよびM.R. Yusofの2名の来日が決定しているが、あたりまえかもしれないが研修内容についても専門家の意向を充分反映し諸手続き中であった。

(b) 問題点

当プロジェクトの一番の問題点は、Work-shopの建設が遅れているため、130,000千円の購入機材のうちプライオリティの高かつ

た2サイクルディーゼルエンジン等大型機材が据付できないでいることであった。

Work-shop の建設が遅れている最大の理由は、学校のスト、校長の交替、および建設予定地や建物等の構造等について再三変更があった等によるものとされているが、ポリテクニックの校長に面会し何故建設が遅れているのかその理由をたずねたところ、校長いわく、この点については私自身非常に努力はしている。しかしながら地質調査のためのボーリング機械がマレイシアに3台しかなく、ちょうど今終了し目下、設計図を作成する段階にある。

全て学校の建設については、クアラルンプールにある文部省総局長が最高権威者であるとともに、中央集権と地方との手続き上の遅れ等によるものであり、金銭的な問題で建設が遅れているのではないとの返事であった。完成予定期間を聞くと、Aブロック1階建（重機械が据付される）の方は来年の6月完成、Bブロック3階建（軽機械が据付される）の方は、来年度一杯要するだろうとのことであった。（マレイシアの会計年度は1月～12月）しかし、我々が当学校を訪問した時ちょうどWork-shop 担当の長が定年退職（規定上55才であるが57才で定年退職）するところであったことを思うと完成時期はさらに遅れると思われる。

Work-shop の早期建設については、在マレイシア日本大使館左達一等書記官にEPUを通じ文部省に対し強く申し入れていただくようお願いした。

船舶機関士養成プロジェクトがイボー市に設立された経緯は、1971年5月IMCO（政府間海事協議機構）調査団がマレイシア政府と交渉の結果、イボー市に設置するようリコメンド済であり、日本政府から事前調査団が派遣されマレイシア国に到着した時には既にイボー市に船舶機関士養成プロジェクトを設置することを新聞報道さ

れたとのことであった。

素人の考えることであるといわれるかも知れないが、卒直にいって他にも候補地があったような気がしてならなかつた。

プロジェクトの設置が港に近ければ（例えばポートクラン、ペナン、ジョホールバル、クアンタン等）船舶実習訓練上より有効であるとか、結果的に見てWork-shopの建設についてもこれほどまでに遅れないで済んだかとも思われてならなかつた。

ユネスコ（Ungku Omar Polytechnic はユネスコの援助で設立された）は何故船舶機関士養成プロジェクトが海岸から遠く離れたイボー市に設置されたのか不思議がっていたくらいであり、プロジェクト設置地の決定につき日本側としてもっと主体性を持ってよかつたのではないかろうか。

技術協力は、Mutual Cooperation である点、日本側が協力の主体性を握るからには、日本側のとる Initiative が問題であり、又必要ではなかろうか。

一方において、日本側の協力の目的が船舶機関士として要求される基礎科目および専門科目を教育訓練し、マレイシア政府が制定するところの海事法に基づく外航商船に乗組む機関士を養成するものであり、日本人専門家の業務を完全に引き継ぐ状態にもってゆければ援助が達成されるという考え方もあるが、要は船舶および造船所の実習課程が円滑に行なわれなければならぬ。

専門家派遣事業

マレイシア国クアラルンプールで活動中の日本人専門家は、高橋亮（造園）、久田勇（ハイウェイ土木）、野中亮平（電気メッキ）および井上昭正（市場調査）の各氏であったが、日程等の関係で井上専門家を除く4人の専門家の所属機関を訪問し、マレイシア側関係者を含め事情聴取を行なつた。

造園専門家（その3）

高橋専門家は、パキスタン都市開発庁（ラワルピンディ）にコロンボ計画に基づく造園専門家として3年間派遣された実績があり、海外経験も豊富である。マレイシア国には昭和47年7月14日～昭和50年7月13日までの任期で、首都圏委員会に所属しカウンターパート（1人）、Technician（10人）、Inspector（3人）およびWorker（約200人）を配下におき、国会議事堂に通じる路上の美化、戦没兵士記念塔のある庭園、ナショナルパーク、水上公園、街の中の小公園の建設等を指導中である。

マレイシア政府は、シンガポール国に対し全てに共通する問題であるが非常な競争意欲を持っており、公共施設の建設に限らずその発展たるや目をみはるものを感じた。

開発途上国に共通することと思うが、とかくこの種のプロジェクトはその国の都市計画について計画性がない。むしろ今後は機関上層部に対してのアドバイスと日本の市役所等に見られる公園緑地課のシステムを理解させる等の技術指導を行なう必要性を痛感した。

ハイウェイ土木専門家（その4）

久田専門家は東海岸（コタバル）と西海岸（バタワース）を結ぶ東西ハイウェイの建設指導に従事中である。道路の建設状況は30～50%完成といわれているが、Public Works DepartmentのDirectorに面会した際、本件専門家の業務を高く評価し更に2年間（2年の任期が間もなく切れる）の延長方要望があった。

任期延長の理由は、東西ハイウェイの建設と、マレイシア政府が更にジョクホール州に新たに新道路をつくることを考えており、延長後はこの方面的指導をも実施してほしいとの要望であるが、事前に専門家より間組事件をはじめハイウェイ建設現場近くの工場爆破事件、こ

のほかにも小さな事件が相次いでいることを聞き、ある程度危険性を感じる旨聞いていたので日本側にて検討中である旨伝え Pending とした。

本件専門家の任期延長については、日本側が前提条件なるもの例えば現場（東西ハイウェイをいう）に行くことはできるだけさけ、 Public Work Department 幹部に対しアドバイスする任務に切り換えるとかし、専門家の立場を充分考慮のうえ延長に応すべきと考える。なお、専門家に対しては危険をおかしてまで現場へ出張することは止め、慎重な行動をとっていただくよう切にお願いした。

電気メッキ専門家（その 5）

野中専門家もコロンボプラン専門家等でシンガポール国原型生産訓練センターに 5 年間派遣された実績があるが、マレイシア政府からの指名要請により昭和 49 年 5 月 24 日から 1 ヶ年の任期をもって活動中である。

マレイシア国においては、電気メッキの技術が極めて弱いところから 100 余のメッキ工場のうち 35 工場に対し技術的アドバイスをしてほしい旨の要請に基づき、 Federal Industrial Development Authority に所属し、マレイシア国内のメッキ工場をリストアップして技術的アドバイスに必要な資料を作成し、現在は調査を終了した段階でこれからが本格的な業務に入っていくものと思われる。

Engineering Industries Unit の Head から野中専門家のような経験豊富で語学力に富む専門家はマレイシア側にとっても必要であるので、もう 1 年間任期を延長してほしい旨の要望があつた。

本件専門家の場合は、卒直にいってやがて 1 年になろうとしているが、これからが本格的な業務に入っていくもので、マレイシア国の如き東洋諸民族と西欧人が融和共存して特異な社会を形成する中で、と

くに対シンガポールとの競争心が強く、又、マレイシア産業へのわが国の企業進出が盛んなことを考えるならば、更に1年間の延長に応じることが妥当と考える。

診療団チーム（その6）

(1) WEST MALAYSIAにおける医療概況について

1967年（昭和42年）1月の雨期の終りに豪雨が続き70年に1回という大洪水がWEST MALAYSIA の KELANTAN州を襲った。

当時マレイシア各地に医師など医療技術者が不足しており、洪水後に予測される各種伝染病などの予防治療等のため、日本からの援助を期待するとのマレイシア国の要請に応え、同年2月富山赤十字病院米村長敏院長を団長とする調査団が派遣され、その調査報告に基づきコロンボ計画により3ヶ月の任期で専門家を構成し、同年6月26日羽田空港を出発した。団長に酒井義昭（富山赤十字病院副院長）医師、副団長に長谷田祐作氏（富山県立大谷技術短期大学）、レントゲン技師として勝尾義信、臨床検査技師として鶴山稔、看護婦として北川恵子・出来田満恵の各氏（いずれも富山赤十字病院勤務）と共にKELANTAN州 Kuala Krai Hospital をbase に周辺の村落にボート、ジープ等を利用しての診療活動に従事した。

当時のKelantan 州の人口は約65万人といわれ、州のほど中央をKelantan 河が南から北へ貫通しKuala Krai 地区のほとんどはジャングルにおおわれ交通の便も悪く衛生状況は州内で最低とされていた。

診療団が到着するとKuala Krai Hospitalには医師が1名（フィリピン人）すでに派遣されていた。ベッドの数は62床あったが入院患者の平均は約50人でStaffは定数57人おり、患者のほとんどがマラリヤ、そのほかでは蛔虫、十二指腸虫症、皮膚病等も相当

数見られた。

なお、同病院に対し当時の額で約 \$ 5 0,000 の医療機材を供与し、
Malaysia 政府および Kelantan 州医療関係者から満腔の謝意を受けた。

(d) 今回の現地調査について

○ General Hospital 訪問について

7年9ヶ月ぶり（飯島調査員）に東海岸ケラタンの州都コタバル空港に下りると、 Kuala Krai Hospital の検査室長である M.R. GHAZALI が出迎えにきており空港で我々のスケジュールを再確認し（事前に手紙で連絡）先ず最初は General Hospital (コタバル) を表敬訪問した。 Kelantan 州は、マレー半島の北方東海岸にあり、タイ国との国境地帯に位置し、熱帯性ジャングルにおおわれ州の人口は約 70 万人といわれている。

診療団が 1967 年に当地にきた時は Kuala Krai Hospital (追って記述) というのは、コタバルより約 43 マイル離れた施設も充分でなく高度の手術は不可能のため全て患者は輸送車でコタバル総合病院に運ばれていた。上記の如く関係もあったので総合病院を訪問したが、当時承知していた Staff のほとんどが人事異動で他の病院に移ってしまっていた。検査室を訪問したところ診療団が 8 年前供与した顕微鏡が今なお活用されており、室長いわく日本製顕微鏡は精巧であり、特に糞便の寄生虫卵検査等の実施に検出率が高く、検査能率の向上に役立っていると賞賛してくれ非常な嬉しさを感じた。また、同病院には供与機材と同型の日本製顕微鏡 2 台がコマーシャルベースにより購入されていた。

なお、 8 年前より病床数が 80 床増え、約 700 床、一般内科、外科、眼科、産婦人科の各科に院長、副院長、薬剤師、看護婦、 Hospital Assistant (Dresserともいう) 、検査技師、事務

関係、Attendant、運転手等約500人が従事していた。

日本の医療援助はマレイシア国に対し現在行なわれていないが、専門技術の派遣交流、医療技術者の研修・再教育など将来に期待し、されるものは大なるものがあると強く感じないではいられなかった。

○ Kuala Krai Hospital 訪問について

当時と比較すると当院の主要 Staff は下記の通り変せんした。

	1967年	1975年()内は月給
医 師	フィリッピン人1人	スリランカ人(28、27才) 2人 (M\$ 1,300) マレー人(27才) 1人 (M\$ 1,000)
婦 長	中国系 1人	中国人 1人 (M\$ 880)
Staff Nurse	中国系 2人	中国系とマレー人 9人 (M\$ 350~750)
Assistant Nurse	マレー 6人	マレー 9人 (M\$ 220~350)
検査技師	マレー 1人	マレー 1人 (M\$ 800)
(MR. GHAZALI)		
X線技師	無	中国系 1人 (M\$ 600)

Staff は MR. GHAZALI を除き全員他の病院に異動したが、D.R. 3人に我々の訪問の目的を説明し懇談する機会を得ることができた。

病室は男子、女子、小児、産科、結核の5病室あり、当時の62のベッドが75ベッドに増え、特別室も新設(2床)された。

また、コタバルとクアラクライ間に当時診療所がなく住民は不便を感じていたが、二つの診療所が新設される等、辺地における医療環境も相当良くなってきた。Kuala Krai 病院における医師の数も1人から3人になり、X線技師が常駐せず(週1回コタバルより出張)、不自由を感じていたのが常駐することになる等又、周

団がジャングルにおおわれているため患者の大多数がマラリヤ患者であったが、最近は Kampong (村落) にも電燈がともり、開発も進みジャングルはゴム林に生まれかわりつつある等でマラリヤは非常に少なくなったとのことであった。

診療団が当時供与したポータブルのレントゲン装置、紫外線・赤外線治療装置、心電計、孵卵器、乾燥器、高圧滅菌器、衛生処水器等好評を博した機材は当時のコタバル総合病院の院長であった DR. BISWAS の決断でケランタン州・クアラトレンガス州・ペラ州等の病院に移動されたとのことで、今回見ることはできなかった。

クアラクライ病院には上皿天びん等薬剤室用機材等ごく少数の機材が残されているにすぎなかつた。

8年前より当病院において臨床検査を担当している MR. GHAZALI いわく、せっかく日本政府より供与され当時の Staff が努力し収得した機械が上層部の判断で他の病院に移ってしまったことは悲しい。しかし一つだけいいたい事がある。それは当病院検査室にある顕微鏡（オリンパス製）は日本からコマーシャルベースでマレーシア国が購入したものであり、我々の検査能率の向上に非常に役立っているといってくれた。（診療団が供与した顕微鏡はコタバルの総合病院で稼動中）コタバルの総合病院、クアラクライの地区病院には、インド、パキスタン、スリランカ、韓国、フィリピン等開発途上国から医師等が派遣されていたが、日本の医療水準を何んとかして再度教示してあげたい気持で帰国した。

2. 提言事項

センタープロジェクトおよびコロンボプラン専門家の所屬機関を訪問し現地側 Staff および専門家との打合せで我々が特に感じたことおよび今後技術協力事業をすゝめていくに際し考慮すべき事項についていくつか列記させていただきたい。

- (1) 専門家に対する派遣前オリエンテーションの強化（日本の低開発国援助問題ほか）
- (2) 各国情勢のしおり等については、実情の変化に対応しできるだけ up to date のものを作成する。
- (3) 供与機材等については、相手側の受入れ体制をでき得るだけ把握のうえ送付する。（Donation の Label は必ず貼る）
- (4) 専門家の任期延長決定については、現地での進捗過程および予想される業務を理解し決定する。
- (5) JICA内部のコミュニケーションの緊密化を図る。（国別計画の設定等）
- (6) 担当職員の現地訪問の必要性

（参考）

マレイシア国の経済指標（Federal Industrial Development Authority より資料入手）

マレイシア国は目下貧困の追放（人種の別なく）とマレイシア社会の再編成、人種による経済活動参加の差別徹廃を目的とし、1971～1975年に亘り開発5ヶ年計画を推し進めており、本年は第2次5ヶ年開発計画の最終年次である。

(1) 面 積 128,553 平方マイル

(2) 人口

統 計 1,145 万人

西マレイシア 948 万人

サバ・サラワク 197 万人

人口増加率 年率 2.8 %

人口密度 1 平方マイル当たり 89 人

(3) 人 種

マレイ人 (53.2 %)

中 国 人 (35.4%)

イ ン ド 人 (10.6%)

(2) 銀 行

総 数 37行(外国銀行を含む)

営 業 店 343ヶ所

(3) 交 通 網

舗装道路 11,000マイル

鉄 道 2,000マイル

国際空港 クアラルンプール、ペナン、ジョホールバル

国際海港 ポートクラン、ペナン、ジョホールバル

(4) 経 济 (1973年度)

国民総生産 M\$ 15,888百万

消費支出 M\$ 12,271百万

投資支出 M\$ 2,954百万

年間成長率 20.4%

1人当たり国民所得 M\$ 1,166百万

国内総生産 M\$ 13,726百万

(5) 产 業 (1973年度)

農 業 M\$ 4,184百万

鉱 業 M\$ 712百万

製 造 業 M\$ 2,116百万

(6) 主要製品 (生産高 1972年度)

ゴ ム 1,323千トン

錫 76,800千トン

木 材・丸 太 19,557千トン

やし油、やしの実 88,2300千トン

原 油 33,867千トン

錫鉱石 521千トン

ボーキサイト 1,077千トン

(Ⅱ) 貿易(1972年度)

輸出総額 M\$ 4,851百万

輸入総額 M\$ 4,682百万

主要輸出品 ゴム、錫、やし油、木材

主要輸入品 機械、輸送機器、製品、食品、化学製品

(ヌ) 外国からの投資(1972年度)

企業投資額(バイオニア企業)

シンガポール M\$ 125.7百万

米 国 M\$ 88.0百万

英 国 M\$ 84.4百万

日 本 M\$ 42.4百万

香 港 M\$ 36.8百万

※ 日本・マレイシア合弁による製造施設が70ほど存在し、さらに75のプロジェクトが新たに企画されており、1990年には総人口1,830万人と推定されそのうち1,050万人が労働人口になると予想される。

